

平成 27 年 第 2 回
別海町議会定例会会議録

自 平成27年 6月23日

至 平成27年 6月26日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（平成27年 6月23日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 平成27年度行政執行方針及び教育行政執行方針 |
| 日程第 7 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 8 | 同意第 5号 | 別海町固定資産評価員の選任について |
| 日程第 9 | 議案第46号 | 平成27年度別海町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第47号 | 平成27年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第48号 | 平成27年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第49号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第50号 | 別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第51号 | 別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第52号 | 別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第53号 | 別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第54号 | 別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第55号 | 工事請負契約の締結について（北光進地区農道改良舗装工事） |
| 日程第19 | 議案第56号 | 工事請負契約の締結について（西春別駅前スケートリンク整備工事） |
| 日程第20 | 議案第57号 | 工事請負契約の締結について（中春別中学校屋内体育館改築建築主体工事） |
| 日程第21 | 議案第58号 | 工事請負契約の締結について（西春別団地公営住宅建設建築主体工事） |

日程第 2 2	議案第 5 9 号	財産の取得について（除雪専用トラック）
日程第 2 3	議案第 6 0 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第 2 4	議案第 6 1 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 2 5	議案第 6 2 号	別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結について
日程第 2 6	報告第 3 号	平成 2 6 年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		平成 2 7 年度行政執行方針及び教育行政執行方針
日程第 7		提出案件の概要説明
日程第 8	同意第 5 号	別海町固定資産評価員の選任について
日程第 9	議案第 4 6 号	平成 2 7 年度別海町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 4 7 号	平成 2 7 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 4 8 号	平成 2 7 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 4 9 号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 5 0 号	別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 5 1 号	別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 5 2 号	別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 5 3 号	別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 5 4 号	別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 5 5 号	工事請負契約の締結について（北光進地区農道改良舗装工事）
日程第 1 9	議案第 5 6 号	工事請負契約の締結について（西春別駅前スケートリンク整備工事）
日程第 2 0	議案第 5 7 号	工事請負契約の締結について（中春別中学校屋内体育館改築建築主体工事）
日程第 2 1	議案第 5 8 号	工事請負契約の締結について（西春別団地公営住宅建設建築主体工事）

- 日程第 2 2 議案第 5 9 号 財産の取得について（除雪専用トラック）
 日程第 2 3 議案第 6 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 日程第 2 4 議案第 6 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
 日程第 2 5 議案第 6 2 号 別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事
 委託に関する基本協定の締結について
 日程第 2 6 報告第 3 号 平成 2 6 年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○出席議員（16名）

1 番	小 椋 哲 也	2 番	外 山 浩 司
3 番	大 内 省 吾	4 番	木 嶋 悦 寛
5 番	松 壽 孝 雄	6 番	森 本 一 夫
7 番	今 西 和 雄	8 番	西 原 浩
9 番	沓 澤 昌 廣	1 0 番	小 林 敏 之
1 1 番	瀧 川 榮 子	1 2 番	戸 田 憲 悦
1 3 番	中 村 忠 士	1 4 番	渡 邊 政 吉
副議長 1 5 番	佐 藤 初 雄	議 長 1 6 番	松 原 政 勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	佐 藤 次 春
教 育 長	真 籠 毅	代表監査委員	志 賀 正 章
監 査 委 員	田 村 秀 男	教 育 委 員 長	大 塚 保 男
選挙管理委員長	高 崎 好 藏	農業委員会会長	小 野 榮 一
総 務 部 長	竹 中 仁	福 祉 部 長	河 嶋 田 鶴 枝
産業振興部長	佐 藤 則 夫	建設水道部長	宮 越 正 人
教 育 部 長	中 谷 隆 弘	病 院 事 務 長	佐 藤 一 彦
会 計 管 理 者	田 保 圭 乙	監査委員事務局長	佐 藤 敏
農委事務局長	山 崎 茂	総 務 部 次 長	佐 藤 告
建設水道部次長	金 田 秀 幸	教 育 部 次 長	上 杉 光 博
教 育 部 次 長	下 地 哲	総 務 課 長	佐 藤 告
総合政策課長	浦 山 吉 人	財 政 課 長	阿 部 美 幸
税 務 課 長	中 村 公 一	防災交通課長	宮 本 栄 一
福 祉 課 長	山 田 一 志	介護支援課長	今 野 健 一
町 民 課 長	三 戸 俊 人	保 健 課 長	小 湊 昌 博
老 健 事 務 長	伊 藤 輝 幸	農 政 課 長	門 脇 芳 則
水産みどり課長	干 場 富 夫	商工観光課長	川 畑 智 明
管 理 課 長	伊 藤 一 成	事 業 課 長	金 田 秀 幸
事業課技術長	山 岸 英 一	上下水道課長	小 島 実
学 務 課 長	佐々木 栄 典	生涯学習課長	下 地 哲 宏
中央公民館長	上 杉 光 博	図 書 館 長	千 葉

○議会事務局出席職員

事務局 長 登 藤 和 哉 主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

7 番 今 西 和 雄 8 番 西 原 浩

9 番 沓 澤 昌 廣

◎開会宣言

○議長（松原政勝君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

また、夏季における服装の軽装化が実施されております。議場内においてもネクタイを使用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

ただいまから、平成27年第2回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

7番西議員、8番西原議員、9番沓澤議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（松原政勝君） 日程第2 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西原 浩君） 6月15日及び6月18日に開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で19件であります。

提出されました議案は、平成27年度各会計補正予算が3件、条例の一部改正が6件、工事請負契約の締結が4件、財産の取得が1件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定1件と変更が1件、基本協定の締結が1件、固定資産評価員の選任が1件、平成26年度一般会計繰越明許費計算書報告が1件であります。

これら提出案件の全てについて委員会の付託を省略し、本会議において質疑、討論・採決すべきものと決定いたしました。

なお、報告第3号の平成26年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は6月23日から6月26日までの4日間とし、1日目には町長から行政報告のあと、町長及び教育長から行政執行方針の説明があります。その後、副町長から提出議案の概要説明のあと、提出議案の内容説明、質疑を行うこととしました。2日目には、一般質問を行います。3日目は休会とし、各常任委員会を開催します。4日目最終日は町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員提出案件等の内容説明、質疑、討論、

採決などを行うことにしました。

なお、本定例会においても休会日を一日設け、各常任委員会での所管事務調査や討議の時間を確保した日程としました。各常任委員会の運営については、委員長初め議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、中村忠士議員、木嶋悦寛議員、小椋哲也議員、瀧川榮子議員の４名で、全員が一問一答方式であります。質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。議員各位、理事者におかれましては、活発な政策議論が行われるとともに、円滑な議会運営と、町民にわかりやすい質問や答弁内容に配意されますよう、お願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

受理いたしました請願・陳情等に係る対応について、慎重に協議をいたしました。その結果については、お手元に配付したとおりであります。

なお、提出された陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員・委員会提出案件であります。

現在、予定されております提出案件は、議員提出案件が２件であります。

初めに、別海町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。これは議会における欠席の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席について新たに規定するもので、西原議員から提案されるものであります。２件目は、安全保障関連法案の徹底審議と国民の合意なしに成立させないよう求める意見書が瀧川議員から提案されるものであります。

いずれも、定例会最終日に提案されることになっております。

また、反問権についてですが、議員の質問に対して、論点、争点を明確にするためのものであり、質問、回答事項を十分精査し、より質の高い議論を展開することが期待されているものであります。町長初め、執行機関、議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容についての報告といたします。

◎日程第３ 会期決定の件

○議長（松原政勝君） 日程第３ 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月２６日までの４日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から６月２６日までの４日間に決定いたしました。

◎日程第４ 諸般の報告

○議長（松原政勝君） 日程第４ 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（松原政勝君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

本日、平成27年第2回の町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、時節柄お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

開会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

まず、初めに産業の動向についてでございます。

酪農畜産情勢について、町内の生乳生産は1月から4月末で15万トン、対前年比100.6%、販売額では141億4,800万円、対前年比105.4%と今年に入り回復傾向となっております。乳価につきましては、平均3円60銭の値上げとなりましたが、配合飼料価格の高止まりや燃料、電気料金の値上がりなどで、経営的には依然として厳しい状況が続いております。作況については、5月の平均気温がかなり高かったことから、牧草が順調に成育し、1番草の生育状況は例年に比べ6日早く、デントコーンにつきましても1日早く生育しております。

さて、国内最大規模となるバイオガス発電施設が本年3月から試験操業しており、7月から本格稼働の予定ということですが、家畜ふん尿の有効利用を推進し、より良い酪農畜産環境を構築するための施設として大いに期待されるところであります。

また、本年度は恒久的な制度として法制化された、中山間直接支払交付金の第4期が始まりますが、農業生産活動を将来に向けて維持するためにも、生産基盤の維持と強化を図っていく必要があると考えております。

次に、水産業の状況です。

今年のホタテ漁は、6月12日で操業を終えておりますが、前年同期と比較して水揚げ数量で112%の2万5,639トン、金額では191%の85億9,000万円と、輸出需要の増大から高価格が続き、近年にない水揚げ状況となっております。

全魚種で比較しましても、水揚げ数量で112%、金額では185%と好調の中で春漁を終えており、9月から始まる秋サケ漁の水揚げにも期待しているところであります。

また、野付湾の風物詩でありますホッカイシマエビ漁につきましては、昨年12月の低気圧被害によるアマモの繁茂状況が心配されておりましたが、大きな被害もなく、6月19日から7月25日までの操業期間を予定し、昨年並みの漁獲が見込まれると聞き、一安心しているところであります。

続きまして、エゾシカの駆除状況ですが、本年度の春駆除は5月7日から5月31日までの25日間で、2,000頭の計画に対して1,440頭を銃器により駆除しております。今後も、秋駆除そして野付半島・走古丹地区における囲いわなによる捕獲を実施し、農林業被害や住民生活の環境改善に向け、個体数の調整に努めてまいります。

次に、商工業についてです。

報道では、景気は一部に弱い動きが見られるものの、緩やかに持ち直していると報じておりますが、地方においては依然として原材料などが高止まりし、厳しい経済状況が続いております。

町では、利子補給事業や商店街活性化を目的とした「にぎわい商店街創造事業」、開業支援・経営拡大助成等を目的とした「起業家支援事業」、町内建築業者の受注機会の確保を目的とした「地域貢献中小企業支援事業」を引き続き実施しておりますが、本年度は、

これまで3事業合わせて12件の申請を受け付けております。

また、国の平成26年度補正による経済対策である「地域消費喚起・生活支援等交付金」により、町民を対象とした「プレミアム付商品券」を、8月と9月の2回に分けて発行することとしております。こちらにつきましても、商工会において予定どおりに準備を進めていただいているところでございます。

観光客の入り込み状況ですが、平成26年度は根室管内で前年比2.5%減の18万2千7,500人でありましたが、当町においては前年比1.4%増の30万7,300人となりました。これは、えびまつりや産業祭などの各種イベントが好調で、全体的に来場者が前年を上回ったことが要因となっております。

今年は、5月3日から開催した潮干狩りフェスティバルの来場者も非常に多く、延べ8日間で5,603名となりました。また、5月17日に開催したジャンボホタテ・ホッキまつりには、活ホタテ等を求めて大勢の人が訪れ、春の味覚を楽しんでいただけたものと感じております。

次に福祉関係ですが、昨年度末に「子ども・子育て支援事業計画」、「第4期障がい福祉計画」及び「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、本年度は、これらに基づき各種事務やサービス等を開始しております。

福祉部における機構についてですが、新特別養護老人ホームの建設準備にめどが立ったことから、町で設置していた特別養護老人ホーム建設準備室を5月末で廃止いたしました。

施設建設の進捗状況につきましては、現在のところ、9月30日工事完成、その後完成検査、物品搬入などを行い、11月から供用開始予定と柏の実会から報告を受けています。

介護職員初任研修講座につきましては、昨年度に引き続き介護サービスを担う人材育成として、社会福祉協議会の主催により7月から実施の予定としております。研修講座の開催にあたりましては、受講しやすい体制を確保するため、受講料の設定を低くできるよう職員を講師に派遣するとともに、開催経費の一部を町で負担することといたしました。さらに、若年層が介護への理解を広められるよう、高校生の受講者については一般受講者の2分の1の受講料となるよう経費負担をしております。

このほか、消費税率の引き上げの影響を踏まえ、昨年度に引き続き国が実施する簡易的な給付金のうち、子育て世帯臨時特例給付金については、児童手当現況届にあわせて申請手続きを開始し、臨時福祉給付金につきましても、ただ今申請手続きの準備を行っているところでございます。

町立別海病院の状況についてでございますが、常勤医師11名体制に加え、耳鼻咽喉科、皮膚科などについては札幌医科大学からの医師派遣を受け診療体制を整えています。また、看護師についても、この4月から6名を新規採用し、医療技術職員の体制は安定した状態であります。

一方、平成26年度の経営面では、前年度に比べ入院患者数が多少減ったものの、医業収益の総体で前年度に比べ、5,000万円ほど増となりました。しかし、費用が収益を大きく上回る状況は変わらず、収支の均衡を図るため、一般会計から7億円を超える繰入をする状況となったところであり、今後、更に経費節減を図り、経営健全化に努めてまいります。

さて、今月13日、本町では初めてとなるプロ野球イースタンリーグの公式戦「日本ハ

ムファイターズ対読売ジャイアンツ」戦が開催されました。用意した約2,200枚のチケットは完売し、当日は1,846人の方が来場し観戦いただきました。

試合は、途中若干の降雨となりましたが、終盤まで逆転を繰り返す好試合となり、ファイターズに2本のホームランが出て、6対2で勝利という結果となり、観戦した町民の皆様には楽しんでいただけたと考えております。

また、試合前日の12日にはファイターズ8選手による野球教室が行われ、本町の小学生104名が参加し、約1時間、指導を受けました。野球少年にとっては、プロの野球選手から直接指導を受けるという大変貴重な体験となったことと思います。

今回の公式戦は、体育協会を初め、多くの関係団体により組織された実行委員会で運営されたところですが、試合後、球団から開催に係る受入体制について、高い評価をいただきました。運営にあたっていただいた関係者の皆様に、感謝を申し上げるとともに、このたびの結果により、今後もこのような機会が得られることを期待しているところでございます。

次に、建設事業についてでございます。

公営住宅は、平成24年度に「別海町公営住宅長寿命化計画」を策定し、順次改修を実施することとしております。

本年度は、事業の初年度として、建設から四半世紀を経過している「新西春別駅前団地」全5棟のうち、1棟の屋根、外壁、断熱、給排水設備等の改善を主な内容とする長寿命化改修工事に着手しております。

また、本年度、町が発注を予定している工事のうち、これまでに全体の45%に当たる37件の発注を完了しており、工事発注は順調に進んでいるところでございます。

次に、旧光進小中学校の利活用についてでございます。

年明け以降、本町とマイクロソフト社で事業展開を模索していたテレワーク構想ですが、これに関連する新たな事業として、テレワーク実証事業の応募要領が3月末に総務省から示されました。

これに呼応して、マイクロソフト社や本町、北海道などとコンソーシアムを構成する地元社団法人が本事業への提案申請を行い、6月15日に提案説明を総務省で行ったところでございます。

実証事業は、本年度限りの事業となつてはおりますが、テレワーク構想推進の足がかりとして、北海道とともに積極的に支援してまいりたいと考えております。

最後に、新聞報道でも御承知のこととは思いますが、6月12日の夜、別海緑町交差点で原付バイクと軽乗用車の交通事故が発生し、原付バイクの運転手が命を落とされる痛ましい事故が発生しました。この事故を受け、道路管理者である釧路開発建設部と中標津警察署、別海町が合同で6月18日に道路診断を実施したところです。

道内では6月に入って、飲酒・暴走運転に起因して一家5人が死傷する交通事故なども発生しており、町では交通安全協会などの関係機関とも協力しながら、交通事故撲滅の啓発活動を行うなど一層の交通安全運動を展開していくことといたします。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第6 平成27年度行政執行方針及び教育行政執行方針

○議長（松原政勝君） 日程第6 平成27年度行政執行方針について。

町長。

○町長（水沼 猛君） 平成27年度別海町議会第2回定例会の開会に当たり、町政執行に対する所信を申し上げます。

私は、平成19年4月に多くの町民の皆様からご支持をいただいて町長に就任し、町政運営を託されて以来8年間、公約の実現に向けて全力で取り組んできました。

そして、本年4月26日に執行されました別海町長選挙におきまして、町民の皆様のご強いご支援を賜り、3度、町政運営の重責を担わせていただくことになりました。

3期目となるこれからの4年間、町民の皆様との対話を大切にし、勇気と情熱を持ち、全身全霊を傾けて掲げた公約を着実に実行してまいりたいと、思いを新たにしているところです。

さて、政府は昨年、人口減少と超高齢化社会という直面している大きな課題に対し、「まち・ひと・しごと創生法」を制定、地方創生のための総合戦略を閣議決定しました。本町にとっても新たな展望を開くものと考えており、町が現在実施中の第6次総合計画の推進と整合性を図りながら、産業振興、子育て支援、安全・安心な暮らしの確保などを中心に、町民並びに議員の皆さまとともに、人口ビジョン及び総合戦略の策定に取り組めます。

また、本町では、別海市街地の中心部空洞化への対応や老朽化した主要施設及び防災施設の整備などといった課題が山積しています。

これら課題の解決に向け、自主財源はもとより、国の交付金、補助金などの確保に努めつつ、限られた財源の中で最大の効果を発揮しながら、町民の皆さまが笑顔で安心して暮らすことができる、自立と協働のまちづくりを進めます。

次に、「第6次別海町総合計画の推進」についてでございます。

『笑顔あふれる豊かさ実感のまち ベつかい 〜ひとが輝く まちが輝く 自然が輝く みんなの「つながり」でつくる別海のみらい〜』を町の将来像に掲げ策定した「第6次別海町総合計画」は、平成21年度からその将来像に基づく各種の事業に取り組み、早6年が経過しました。

この間、厳しい地方財政状況の中、基幹産業である第1次産業の環境整備や子育て支援の充実、防災基盤の整備など、将来に向けた施策の実現に取り組んできました。

計画の折り返しとなる平成25年度には、前期5カ年における成果や課題を整理し、後期5カ年に向けた基本計画の見直しを行ったところです。

めまぐるしく変化していく経済や社会情勢下にあって、将来の姿を正確に予測することは非常に困難ではありますが、町は、町民生活に最も身近な基礎自治体として今後もその役割と責任を果たし、持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。

まだ道半ばの事業もありますが、この中間見直しの中で明らかとなった課題の解決に向け、今後も引き続き選択と集中の観点から財政規律等も勘案した中で一層の計画推進を図り、将来を見据えた施策の展開を積極的に進めます。

続いて、「主要施策の推進」について申し上げます。

最初に、「活力ある産業のまち」、「農業の振興」についてでございます。

平成26年度の酪農畜産経営は、飼料穀物価格や生産資材コストが依然として高止まりしている中、全国的に生乳生産農家が減少しており、バター及び脱脂粉乳向け加工原料乳の不足から、昨年末には、全国でバターの品薄・欠品が起こり大きな社会問題に発展しました。

本年度、北海道の乳価交渉が異例のスピードで決着し、乳価が値上げしたにもかかわらず

ず、酪農家の増産意欲は喚起されず、値上げ分が飼料代や電気代など生産コストの上昇で相殺されている状況です。

また、ＴＰＰなどの先行き不安もあり、酪農家は新規投資に踏み切れずにいることも生産低迷の大きな要因の一つです。

ＴＰＰ協定交渉については、早期妥結に向けて参加国による交渉が継続されており、米国においてはＴＰＡ法案の審議が進むなど、重要局面を迎えています。

こうした中、政府が米の輸入拡大、牛肉・豚肉の関税率の引き下げ等を検討しているとの報道がされたことから、本町でも大きな危機感を持っているところであり、今後とも政府には、交渉にあたって「重要５農産物などの聖域確保ができれば脱退も辞さない」とする、一昨年４月の国会の決議を遵守するとともに、地域社会の持続的発展に支障が生ずることがないように万全の措置を強く求めています。

農林水産省では、昨年からの国内酪農の危機的状況の打開策として、畜産物の付加価値の向上や新たな需要創出等を進め、高収益型の畜産・酪農を実現するため畜産クラスター計画への支援を始めました。

町内には、各農協を母体として、畜産酪農家、行政、飼料会社、コントラクター、ＴＭＲ、酪農ヘルパー等の連携による畜産クラスター協議会が設立されていることから、町としても引き続き畜産クラスター計画への支援を継続します。

本年２月、おおむね１０年後を目標として、根釧酪農や地域の将来像とその実現に向けた取り組みの基本方向を示した「根釧酪農ビジョン」が策定されました。

具体的には、草地型・循環型酪農の推進、担い手の育成確保、高付加価値化の推進と、新たな可能性を追求する３つの対策ですが、本ビジョンで示された将来像の実現へ向け、国や道への働き掛けを行うとともに、関係機関や団体と連携し、積極的な支援をします。

担い手対策としては、別海町酪農研修牧場を担い手確保の最前線に据え、非農家研修生へ基礎酪農研修及び就農前研修となる経営継承型やリース就農を進めるとともに、新規就農者向け支援事業の拡充を図ります。

本町の持つ飼料基盤の優位性を最大限に活かし、外国産飼料依存率を下げるため、サイレージ用トウモロコシの安定生産による増産、草地と草種の改良、土壌診断の有効活用、乳牛の改良や防疫など、収益性の高い酪農経営を目指せるよう、生産性向上対策となる支援を進めます。

特に草地と草種の改良に関しては、現在、日本種子協会との連携により試験栽培中の「ペレニアルライグラス」について、本年、圃場試験が町内の放牧農地で行われる予定であることから、数年後には、北海道の優良品種になるよう支援を継続します。

政府は、新たな「食料・農業・農村基本計画」を本年３月３１日に閣議決定し、これまで重視してきた１０年後の食料自給率目標を、実現可能性を考慮して５０％から４５％に引き下げました。

また、農林水産省がこのほど今後１０年間の新たな酪農、肉牛生産の方向性などを示したことで、市町村での酪農・肉用牛生産近代化計画の策定が要求されます。

今後の酪農・畜産の指針となる「別海町酪農・肉用牛生産近代化計画」と、１０年後の将来ビジョンとなる「別海町農業・農村振興計画」についても、平成２８年度の策定に向け、今年度から作業に着手します。

次に、「林業の振興」でございます。

豊かな森林は、安全で安心な農水産物の生産にとって欠かせない水を育む源であり、未

来に継承していくべき貴重な財産です。

大切な水資源を保全するためには、水源涵養機能の高い森林を目指し、森林を計画的に整備・保全することが、酪農と漁業を守るために最も重要なことです。

森林の持つ多面的機能を低下させないためには、町有林の適正な管理はもとより、私有林についても森林整備に対する意識の向上を図り、除間伐や造林などが積極的に進められるよう支援します。

また、地域材の活用については、北海道とも連携し、公共施設はもとより民間施設や農業施設等の木造及び木質化促進に努め、地産地消を推進します。

近年、河川環境に対する意識が高まり、多くの皆さんが植樹祭等に参加され、各種団体にも河川周辺への植樹運動に積極的に取り組んでいただいております。

こうした地道な活動を支え、河川周辺の森林を維持していくため、町有林の一部を水辺林として指定しました。

今後は、私有林につきましても環境意識の高揚を図りながら、水辺林の範囲拡大に努めます。

次に、「水産業の振興」でございます。

近年の自然環境の変化は、資源減少や来遊状況の変化など、漁業生産にも大きな影響を及ぼしており、昨年の秋サケ漁は、数量・金額とも一昨年を大きく下回る状況となりました。

一方、もうひとつの主要魚種であるホタテ貝は、輸出需要の増大と円安等により近年にない高値で取引されており、今期は計画を大きく上回る水揚げとなっていますが、燃油価格や資材の高騰による操業コストの上昇など、漁家経営は依然と厳しい状況が続いています。

本町の水産業は、良好な漁場環境の保全と整備の推進や安全操業に向けた活動など、地域における日頃の地道な取り組みの下で成り立っていることから、町としても、これらの取り組みを積極的に支援します。

消費者からは、安全・安心に加えて高鮮度な商品が求められていることから、これらをアピールした消費拡大の取り組みが、今後益々重要となります。

良質な魚貝類の生産にとどまらず、H A C C Pの概念に基づいた衛生管理型漁港の整備を推進するとともに、加工技術や新製品の開発など、付加価値向上による消費拡大と販路拡大策を支援します。

「観光の振興」についてでございますが、本町の平成26年度における観光客入込数は、前年度と比較して1.4%増加し、30万7,320人となりましたが、東日本大震災以前の数値までは回復していない現状です。

観光振興は、外貨獲得の観点からも地域経済に大きく影響することから、観光消費額の増加が期待できる滞在型観光をより一層推進するため、誘客対策を初めとする事業を展開し、更なる「食観光」の充実と「体験観光」資源の基盤強化に取り組めます。

また、教育旅行誘致などの観光振興策については、広域的な観光資源の活用が有効なことから、近隣市町との協力体制を築き、より一層の推進を図ります。

次は、「商工業振興」についてでございます。

景気は、全国的に見ると回復傾向にあるものの、地方においては、円安の影響による資材等の高騰が続き、依然として厳しい経済環境下にあります。

別海町中小企業振興基本条例を基本理念とし、経営基盤安定のための利子補給・保証料

補助事業や新規開業及び経営拡大に対する支援、また、商店街活性化や地元業者への受注機会確保策について、引き続き取り組みます。

「雇用・勤労者対策」についてでございます。

向学心の向上及び勤労観の醸成を図り、広い視野を持った地域経済の担い手育成を目指す高校生の大学視察や、中小企業者の雇用確保と高校生の就職支援を目的とした中小企業者と高校生の懇談会を継続して実施します。

労働者の通年雇用対策などについては、関係機関と連携して推進を図ります。

次に、「自然と共生するまち」、「環境・エネルギー先進自治体の形成」についてでございます。

平成23年3月の福島第1原発事故後、再生可能エネルギーの導入を最大限に加速し、原発依存度を可能な限り低下させるとして、将来のエネルギー政策の根幹となる平成42年の電源構成比率の原案が政府から示されました。

環境と調和した農業に関して、バイオマスエネルギーの利活用に取り組み、町内事業者による消化液等有機物の効果検証を支援するとともに、環境保全型農業を関係団体等と連携して推進します。

また、日照時間の多さを利用する太陽光発電にも支援を継続することで、エネルギーの自給を推進します。

昨年4月、家畜ふん尿の適正管理や畜舎雑排水の適正処理などを進めることで、河川等の水環境を良好な状態に保全し、本町において農業と漁業が将来にわたり共存共栄できる社会を築いていくため、「別海町畜産環境条例」を制定しました。

基幹産業である農業を次世代へ引継ぎ、持続的な発展と推進を図るために、環境への負荷を軽減した生産活動と環境保全に向けた取り組みを進めます。

現在、事業者の規制に係る部分については、3年間の猶予期間を設け、家畜ふん尿貯留施設整備事業ほか2件の事業を進めているところですが、家畜ふん尿に係る研究提案、意識啓発事業等に関しては、酪農学園大学とのモデル事業により実施していきます。

エゾシカによる被害は、全道的にも深刻な問題となっていますが、本町においても農林業被害の増加や観光資源への影響が強く懸念されています。

野付半島・走古丹地区では、越冬が常態化していることから、一昨年からは春駆除と秋駆除に加え、囲いわなでの生体捕獲にも取り組んでおり、これらを継続してエゾシカ被害の軽減に努めます。

次は、「ごみ処理等を循環型社会の形成」についてでございます。

廃棄物の4R、発生抑制の「リデュース」、再利用の「リユース」、再生利用の「リサイクル」、そして不要なものは拒否する「リフューズ」を推進し、ごみの減量化と分別リサイクルの徹底を図るため、広報・学習会などの啓発活動を実施し、循環型社会の形成に努めます。

また、ごみ処理場やし尿処理施設については、長寿命化に向けた計画的な施設整備を実施し、生活環境の充実を図ります。

次に、「健やかに暮らせる福祉のまち」、「健康づくりの推進」についてでございます。

全ての町民が、健やかで心豊かな生活ができるよう「健康べつかい21第2次計画」に基づき、生活習慣病の一次予防に重点をおいて、合併症の発症や症状進展などの重症化予

防を重視した取り組みを継続します。

本年度からは、健康保持増進及び医療費の適正化を図るため、「保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定し、健診結果及び医療レセプトデータ分析に基づく効率的・効果的な保健事業を実施して、町民健康寿命の延伸と健康格差の縮小化を図ります。

本町の健康課題でもある肥満については、胎児期から成人に至る各世代に応じて、各関係機関と連携した保健指導や栄養指導を積極的に行い、また、各種予防接種の体制を確保し、疾病や感染症の予防に努めます。

このほか、近年はストレス過多により「こころ」の健康を損なう町民も多いことから、「こころの健康相談」を継続し、自殺防止に向けた各種対策を積極的に実施します。

次に、「医療体制の充実」についてですが、急激に進む高齢化社会において、町民の皆様が安心して暮らしていくためには、安定した地域医療の確保が重要な課題であり、町立別海病院、西春別駅前診療所及び尾岱沼診療所による一次医療の安定的な提供と、救急告示病院として夜間や休日の救急患者の受け入れを行います。

平成24年に新病院を開設し、併せて最新の医療機器を導入しましたが、今後も計画的に医療機器及び施設整備を行い、医療の高度化、多様化に対応します。

医師不足は、全国的にも深刻な状況ですが、現在、内科、外科、小児科、産婦人科及び2診療所を合わせて11名の常勤医師を確保するとともに、耳鼻咽喉科、皮膚科などは、札幌医科大学からの派遣により医療体制を整えています。

特に外科診療体制の充実により、別海病院での手術が可能となったことから、患者や御家族の負担を軽減することができました。

今後も引き続き医師確保推進機関等との連携を図り、安定的な人材確保に努めるとともに、長年にわたり支援をいただいている札幌医科大学とは、「学生の地域密着型チーム医療実習」の受け入れなどを継続し、更なる連携を深めて地域医療の充実を図ります。

また、釧路・根室医療圏の10病院による地域医療情報ネットワーク事業や、ドクターヘリの安定した運行体制の確保など、他の医療機関との広域的連携の推進に努めます。

次は、「地域福祉の充実」についてでございます。

全国的に少子高齢化が加速する中、本町においても援助を必要とする高齢者や障害者の方が増加し、地域における福祉ニーズは、ますます増大し多様化することが見込まれます。

今後も、町民が住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、サービス提供の中核的な役割を担っている社会福祉協議会を初め、民生児童福祉委員及び福祉関係団体等の活動支援に努めるとともに、身近な地域を単位とした助け合い活動を行う福祉ボランティアやNPOの活動を積極的に支援します。

また、地域福祉の総合的な機能を有する拠点施設整備についても検討を進めます。

次に、「子育て支援の充実」についてでございます。

急速に少子化が進む中、依然として子供の育ちや子育てをめぐる環境は厳しく、社会全体で子供、子育てを支援することが重要となっています。

こうした中、本年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されたことに伴い、昨年度、平成27年度から5カ年を計画期間とする「別海町子ども・子育て支援事業計画」を策定したところです。

計画では、町立施設の運営について、現在の認可保育園2園、へき地保育園6園の計8園に幼稚園3園を加えた施設を、認定こども園に移行すべきとしています。

実現に向けては、給食提供体制を含めクリアしなければならない課題も残っていますが、地域の実情や子供数の推移などを勘案しながら、可能な限り移行を推進します。

また、計画には、地域子ども・子育て支援事業計画が位置づけられており、13の具体的な事業を、地域のニーズや実情に応じて推進していくこととしています。

早速、本年度から中春別小学校区において、地域運営による放課後児童クラブが開設されたほか、私立の認定こども園では、一時預かり事業も行われています。

なお、4月からの新制度施行により保育園等の利用者負担は、所得による応能負担とされ、所得区分による国の基準額が示されていますが、本町では、国の基準の50%を負担額に設定し、独自に保護者の負担軽減を図ったところです。

子育て支援の充実は、私の公約の一つに掲げているところですので、新たに独自の多子軽減策や、乳幼児医療費助成対象年齢の拡大実施に向けた検討を進め、子供の健康を増進するとともに子育て世代の負担を軽減し、安心して子供を産み、子育てができる環境の充実を図ります。

次に、「障害者支援施策の充実」についてでございます。

本町では、平成18年度に策定した第1期計画以降、障がい福祉計画を策定し、計画に基づいたサービスの提供を推進してきました。

昨年度、これまでの計画の見込み量に対する実績や、対象者へのアンケート調査結果を踏まえた、平成27年度から3カ年を計画期間とする「第4期障がい福祉計画」を策定したところです。

今後は、この計画に基づき地域の特性にあったサービスの提供を推進していきます。

また、本町の障害者手帳所持者は、年々増加傾向にあることから、今後も本町独自の取り組みとして行っている、無料バス利用券交付事業を始め、障害者に関する生活支援等の各事業を継続して実施します。

次に、「高齢者施策の充実」についてでございます。

昨年度、計画期間を3カ年とする「別海町高齢者福祉計画」及び「第6期介護保険事業計画」を新たに策定しました。

この計画に基づき、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービスの充実と共に、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、地域全体で支える環境の整備に取り組みます。

老人福祉施設の「ケアハウスみどり野」及び「西春別ケアセンターかしわ野」については、計画的な整備が必要であることから、改修計画に沿って整備を実施し、利用者が快適に過ごすことができるよう、施設の適切な維持管理に努めます。

また、在宅を支援する中間施設として重要な役割を果たす「老人保健施設すこやか」についても、建設から17年が経過し、老朽化が進んでいることから、ボイラーなど施設設備の計画的改修を行います。

「特別養護老人ホーム清翠園」は、本年秋からユニット型施設に移行しますが、増額となる利用者の居住費に対して、「特別養護老人ホーム等利用者負担軽減事業」により、費用の一部を助成し利用者の経済的負担の軽減を図ります。

次は、「社会保障の充実」についてでございます。

本町の国民健康保険特別会計は大変厳しい運営が続いており、一般会計からの繰入により、赤字を解消している状況にあります。

平成27年度は、課税限度額の改正を予定していることから、税率の改正は行わずに予算を編成したところですが、今後も厳しい財政状況が見込まれるため、引き続き保健事業の実施による医療費の抑制と保険税徴収の向上に努めます。

また、法律等の改正により、平成30年度から国民健康保険の財政運営主体の都道府県移行が予定されていますが、この移行による影響についても、しっかりと検証を行います。

このほか、低所得者が自立し健康で文化的な生活を送ることができるよう、生活保護制度など既存制度の適正な運用に努めるとともに、関係機関や民生委員児童委員との連携により、相談・指導の充実に努めます。

次に、「人を育てる学びのまち」、「社会教育の推進」についてでございます。

町民一人一人が心豊かで生きがいのある、活力に満ちた地域社会を形成するため、学びの中核を担う施設の整備と学びの基礎を支える環境づくりを進めます。

その一つとして、人づくり・まちづくりの中核施設となる、「(仮称)生涯学習センター」の建設計画を具現化していきます。

次に、「学校教育」についてでございます。

次代を担う子供たちの生き抜く力を育むため、学力、体力、生活力、教師力の向上を重視した特色ある教育を推進します。

施設の整備については、上西春別中学校の改築を初め、屋内体育館の耐震対策として5校の天井を補修します。

次に、「青少年の健全育成」についてでございます。

全ての青少年が、望ましい生活習慣や人間関係能力などの「生きる力」を身に付けるため、家庭、学校及び地域が連携・協力し、それぞれの発達段階に合わせた多様な活動の機会を提供します。

また、本町が目指す読書教育の推進を図ります。

次に、「地域文化の振興」についてでございます。

芸術・文化は、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、歴史や文化を内外に発信する上で大きな役割を担っています。

国指定史跡である「旧奥行臼駅通所」や「西別湿原ヤチカンバ群落地」を初めとする貴重な別海町歴史文化遺産の保護と保全に努め、郷土学習の資料として活用を図ります。

次に、「スポーツの振興」についてでございますが、町民の誰もが身近なスポーツに親しむために、「町民皆スポーツ」の実現に向け、体力や年齢に応じたスポーツ活動を提供するとともに、老朽化が進んでいる各施設の計画的な補修を進めます。

本年度は、町営西春別スケートリンク場を上西春別中学校改築に合わせて改修します。

次に、「快適で安全なまち」、「市街地整備」についてでございます。

安全で快適な居住環境や公園、道路網などが整備された市街地は、街のにぎわいを支える重要な基盤です。

昨年10月に策定した「別海町市街地活性化計画（別海地区）」に基づき、空洞化が進む中心市街地の活性化を図ります。

また、多くの町民の皆さまが関心を寄せている「(仮称)生涯学習センター」の建設については、これまであらゆる補助制度を模索してきたところですが、この程、北海道防衛局との協議がおおむね整い、防衛省所管の「まちづくり構想策定支援事業及びまちづくり支援事業」を活用して整備することに道筋が付いたところです。

今年度から、一定の時間をかけ、生涯学習センターの整備を含む「まちづくり構想」を策定することが事業の要件となりますが、昨年４月に策定委員会から答申をいただいた「（仮称）別海町生涯学習センター建設基本構想」を踏まえ、更なる町民の皆さまの参加機会等も設定しながら、具体的な「まちづくり構想」の策定に着手します。

次に、「住宅・宅地の整備」についてでございます。

住宅対策については、高齢者や障害者が安全で安心して暮らせる住まいづくり、若年層の定住を促進する住まいづくりなど、総合的な居住環境の向上の観点に立ち、町営住宅の建て替えや建物の延命化を図るための改修を進めます。

本年度は、西春別団地公営住宅１棟３戸の建て替えを実施することとなり、老朽化による建て替えは今年で一区切りとなります。

また、「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、平成３年度に建築した「新西春別駅前団地」の給排水管や断熱、外壁等の改修を計画的に実施します。

宅地については、遊休町有地の計画的かつ効果的な活用に努めているところですが、本年度、別海川上町において、市街地の活性化を目的とした宅地分譲を、また、尾岱沼潮見町では、防災を目的とする高台移転に対応した宅地分譲を計画しています。

次に、「道路交通網の整備」についてでございます。

町民の皆さまの日常生活と、基幹産業である酪農・水産の産業活動を支える基盤として、道路交通網の整備は、今後とも重要なものと考えています。

近年、国では、国土強靱化等の取り組みにより、防災・安全に関する事業へ重点的に予算の配分がなされ、町道整備の予算確保が極めて厳しい状況となっています。

しかし、各地域からは、道路整備に対する要請が依然として多く寄せられていることから、各省庁からの交付金事業のほか、引き続き町の単独事業による「臨時町道整備事業」を実施して、町道の整備を進めます。

また、既存の道路施設については、老朽化に伴う損傷が今後も増加する傾向にあることから、「橋梁長寿命化修繕計画」及び「舗装道路修繕計画」により計画的な修繕を行い、施設の延命化を図り安全な交通の確保に努めます。

次に、「水道の整備」についてでございます。

安全な水道水を町民がいつでも安心して使用できるよう、水質管理、施設管理に重点を置き、安定供給に万全を期するとともに、本年度中に水道ビジョンを策定して長期的な政策目標を定め、更なる企業経営の効率化と安定化に努めます。

施設の老朽化対策には、国営事業なども活用して、計画的な改修整備により耐震化と長寿命化を図ります。

「下水道処理施設の整備」についてでございますが、老朽化した終末処理場の長寿命化に取り組み、設備などの改築や更新事業を計画的に進め、維持管理経費の縮減を図るとともに、適正な管理による安定した汚水処理に努めます。

住宅建設がふえている未整備地区の管路整備を進めるとともに、合併処理浄化槽についても、設置希望者の要望に応じて事業の推進を図り、公衆衛生の向上と快適な生活環境の確保に向け、全町的な水洗化を進めます。

次に、「消防救急体制の充実」についてでございます。

予防業務や火災出動、救助出動に加え、気象災害への対応など、町民の生命と財産を守るために消防組織が果たす役割は年々増加しています。

昨年度は、本町の海岸地区を管轄する尾岱沼消防庁舎の改築工事が完了し、新庁舎での

業務を開始したところです。

現在、尾岱沼分遣所は、職員１名での勤務体制となっていますが、平成３０年度からの２名勤務体制を予定して根室北部消防事務組合と協議を行います。

また、職員採用と消防学校等の研修状況を確認しながら、その後の救急車両配備に向けた体制整備を進めます。

次に、「防災対策の推進」についてでございます。

近年の度重なる暴風雪や高潮災害の発生は、通行止めによる交通障害や経済活動の停滞、また、避難生活による不安な生活を町民にもたらししました。

災害と向き合わなければならないという現実に対し、平成２５年度に改訂された別海町地域防災計画に基づき、被害を最小限にとどめる「減災」を災害対応の基本理念とし、日頃からの備えや防災知識の普及、人命尊重を第一とした町民との相互協力に努めます。

また、減災に向けた初動体制の強化を図るため、情報の伝達や広報活動、避難所運営等について、自主防災組織や地域の消防団との連携をさらに強化していくとともに、自主防災組織育成事業を活用した防災活動支援のほか、各避難所の備蓄資機材配備の充実、避難施設の停電対策などを強化します。

これまで、高潮や津波による災害への備えとして、高床式の防災センターを設置して海岸地域の避難場所を確保してきましたが、平成２７年度には、野付半島にも避難施設を設置し、漁業者や観光客の安全確保を図ります。

次に、「交通安全の推進」についてでございます。

交通死亡事故ゼロを目指し、安全で安心な社会を作り上げることは、全ての町民共通の願いです。

経年変化等で認識度が低下した町道の区画線補修を初め、危険な交差点等へのカーブミラー設置や啓発表示物の設置を行うとともに、交通標識や信号機の設置については、地域からの要望を含め必要性和優先度を調査しながら、所管する機関に対して要請を行います。

また、交通安全指導員や交通安全協会等の関係機関と連携して交通安全教育に取り組み、交通安全意識高揚を図るため啓発活動を実践します。

次に、「防犯対策の推進」についてでございます。

安全・安心な社会づくりを目指し、昨今の振り込め詐欺や悪質な訪問販売等について、警察や防犯協会などの関係機関と連携した情報提供や広報活動に努め、被害の未然防止を図ります。

また、地域の町内会や事業所、小中学校のＰＴＡなどとも自主的な地域安全活動を促進し、町民の防犯意識高揚や地域安全体制の強化に努めます。

次に、「参画と協働でつくるまち」、「住民参加のまちづくり」についてでございます。

平成２３年４月に施行した「自治基本条例」の精神のもと、「協働のまちづくり」を町政の中心に据え「情報共有」や「町民参加」によるまちづくりの実践に向け取り組んできましたが、この間、自治推進委員を初め、多くの町民の皆さまからまちづくりに対するご意見をいただきました。

これらを真摯に受け止め、施策に反映する仕組みづくりや町民の皆さまがさらに参加や発言をしやすい環境づくりを推進します。

また、平成２５年度以降、多くの参加をいただいている「まちづくりフォーラム」な

ど、まちづくりに係る学習会については内容の一層の充実を図りながら引き続き開催していきます。

次に、「人権の尊重」についてでございます。

人権とは、社会において幸福な生活を営むための基本的な権利です。

町民の一人一人が互いに人間の尊厳や権利を尊ぶことにより、安心して暮らすことができる、明るい地域社会の形成を目指します。

そのためには、あらゆる差別や偏見に対して、家庭、学校、地域社会などでの人権啓発と人権教育を推進するとともに、人権問題に関する相談体制の充実を図ります。

社会情勢の変化により、近年、障害者の高齢化や認知症及び一人暮らしの高齢者が増加しています。

高齢者の方などが、不利益や権利の侵害を受けることなく生活できるよう、「市民後見人」を養成し、成年後見制度のもと司法書士などの専門職や関係機関と町民が協力し合い、高齢者や障害者の方を地域で支える体制づくりに取り組みます。

次に、「北方領土対策の推進」についてでございます。

昨年11月のAPECの際の日露首脳会談では、プーチン大統領の訪日について、本年の適切な時期に実現するための具体的準備を進めることで合意をしました。

今後の領土問題の解決に向けた具体的進展に大きな期待を寄せるとともに、本町としても、啓発事業や北方四島交流事業の取り組みを継続して実施することに加え、関係機関が節目の年であることを踏まえて実施する各種記念行事に積極的に参画し、啓発施設である「別海北方展望塔」を活用しながら、領土返還の気運を一層高めます。

また、北方領土隣接地域の振興については、領土問題が未解決であることに起因する各種不利益を解消するため、新たな法制度の整備も視野に、管内一市四町による連携のもと、国や北海道に対して引き続き要請を行います。

次に、「時代に対応した自治体運営の推進」についてでございます。

日本経済全体は、着実に上向き傾向にある一方で、地域経済は、いまだ景気回復の実感が十分浸透せず厳しい情勢にあります。

国は、地方財政の一般財源総額が前年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしていますが、経済再生に合わせて歳入・歳出面における改革を進めることも示しており、地方の財政運営は、今後も厳しい状況下におかれることが予想されます。

このような情勢であります、町として最も大切なことは、持続可能な財政基盤に基づき、未来を見据えた政策を推進することです。

地域の実情に応じた地域自らのアイディアと責任で、「地方創生」に向けた産業の活性化を促進し、人口減少にストップをかけ、町民の皆さまが生き生きと暮らし、経済活動が活発に展開されるような、魅力あるまちづくりを進めなければなりません。

そのためには、徹底した無駄の排除と行政コスト削減など、新たな行財政改革に組みながら、次の世代に引継ぐための健全な財政を確立していきます。

また、町税を初めとする自主財源の確保に積極的に取り組み、適正な債権管理のもと、「滞納整理機構」とも連携して効率的・効果的な滞納予防や債権回収に努めます。

このほか、本年10月から個人番号通知などの具体的な業務がスタートする「社会保障税番号制度」については、制度が円滑に推進されるよう取り組みます。

以上、平成27年度の町政執行に向けて、私の所信と町政執行に対する基本方針を述べ

させていただきました。

少子高齢化が進み、訪れようとする、これまでに経験したことのない人口減少社会へ対応するため、これまで本町の礎を築いてこられた先人達の高い志や、強い意志を思い起こし、職員とともに行政運営に当たります。

また、第6次別海町総合計画をまちづくりの指針として、さらに、第7次の別海町総合計画にスムーズにバトンを渡すことができるよう、町民の皆さまや各種団体・組織体の皆さまとも情報を共有し、このまちの課題解決に向けた協働のまちづくりを進めます。

最後に、町議会議員並びに町民の皆さまには、一層の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（松原政勝君） ここで10分間休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、平成27年度教育行政執行方針について行います。

教育長。

○教育長（真籠 毅君） 平成27年度の教育行政執行方針について申し上げます。

昨年は、広島県の豪雨による土砂災害の発生や御嶽山の突然の噴火などにより、多くの尊い命が失われる痛ましい出来事があり、自然災害の怖さを痛感する年でありました。

一方、10月に3名の日本人科学者がノーベル賞を受賞したことは、私たちに夢と希望を与える大変誇らしい出来事でもありました。

教育においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、教育行政における責任の明確化や迅速な危機管理体制の構築が求められ、首長と教育委員会とが教育政策の方向性を共有し、教育の振興にあたる制度となりました。

今まさに、学校と家庭、さらに地域がそれぞれの教育機能を発揮し、まちぐるみで学ぶ心をはぐくみ、夢と希望と生きがいをもてる子供たちを育てていくことが必要となっています。そのために、学校・家庭や地域が連携したコミュニティスクールの研究を行い、地域が育てる新たな学校づくりを目指します。

本町においては、別海型の学校教育を構築するために「生き抜く力アッププロジェクト」による教員の「教師力向上」、子供たちの「学力向上」と「生活力・体力向上」を重要課題として捉え、地域性や子供たちの実態に見合う取り組みを行い、「生き抜く力」を育てていきます。

そして、先人が残してくれた伝統と財産を引き継ぎ、ふるさと別海町の将来を担う子供たちのために、教育行政を執行してまいります。

次に、「主要施策の推進」について御説明いたします。

第1は、「生涯学習の振興」についてです。

本町の生涯学習を一層推進するためには、社会で生きる力を身に付け、持続可能な潤いのあるふるさとづくりを進めていくことが重要です。自身に必要な知識や能力を認識し、他者とのかわり合いや実生活の中で応用し、実践できる力を身に付けることが大切であります。

そのためには、学びの中核を担う施設の整備や教育機関との連携と学びの基礎を支える環境づくりを進めていかなければなりません。

本町の生涯学習の拠点であり、人づくり・まちづくりの中核となる「（仮称）生涯学習センター」の建設については、「（仮称）生涯学習センター建設基本構想策定委員会」から答申された建設基本構想をもとに、建設計画を具現化していきます。

町内唯一の道立別海高等学校との連携については、魅力ある地元高校づくりへの提言と支援活動の取り組みを核としながら、「ハイスクールフェスティバル in 別海」の開催等、PTAや地域との交流を促進させていきます。

また、保幼小中高の教職員交流や生涯学習推進の実践研究機関である「別海町生涯教育研究所」との連携を深め、発達課題を明示した「学びの木」の普及等、町内のあらゆる教育機能を有効に活用しながら、生涯学習を振興させていきます。

さらには、幼児・児童・生徒の生活実態について、教育活動推進に資することを目的とした「生活と健康に関するアンケート」を実施し、実態に即応した取り組みを進めます。

また、好ましい生活習慣に期する啓発活動のため、メディアコントロールシートを小学校全学年で実施するとともに、「スイッチOFF22」等、SNS使用に関する意識の改善を図ります。

第2は、「学校教育の充実」についてです。

子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、学力向上、いじめや不登校、危機管理等への対応など、学校教育が抱える課題も複雑化・多様化しています。

これらの様々な課題に対応していくためには、教職員の資質能力向上、学校の運営組織体制や指導体制の改善・充実が、より一層重要となってきます。

このため、別海の地域性を生かした別海型の学校教育の構築を目指し、各中学校区で一体となり、学力や体力・生活力、教師力の向上、特別支援教育の推進、幼児教育の充実などに努めていきます。

学力の向上については、昨年度の「全国学力・学習状況調査」の結果、小学校では全国平均との差が縮まり、中学校では全国平均と同程度、教科によっては全国平均を超える結果が出ています。このことは、各学校において実効性のある取り組みを行い、学力が着実に身に付き、改善が図られています。

本年度は、さらに「学び続ける子供の育成」を目指し、これまで行ってきた取り組みに加え、9年間を見通した学習規律・学習計画の策定や言語活動の充実、家庭学習の合計時間を可視化するなど、子供の学ぶ意欲を喚起する「家庭学習WEEK」の取り組みを進めます。

体力・生活力の向上については、抽出学年による「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果、体の柔軟性を除いて全国平均を上回っており、小中学校ともに「運動が好き」と回答した子供の割合も全国平均を上回っています。しかし、食に関する指導においては、朝食摂取率は従前より向上したものの、偏食や少食、孤食など子供たちの食環境には課題が見られます。

本年度は「食と運動をコントロールできる子供の育成」を目指し、豆や海藻などを使う和食をテーマにした1校1品「孫わ（は）優しい」レシピコンテストや、栄養教諭の専門性を生かした食育指導の充実を図ります。

また、全校縄跳びの推奨や中学校教員が小学校に出向いて体育の授業を行う「出前体育授業」、校舎内外の空間を利用した遊び場など、体を動かして楽しさを味わうことへの工夫を進めるなど、体力向上に努めます。

教師力の向上については、管内唯一の指定校である別海中央小学校が主体となって推進

している「学校力向上に関する総合実践事業」が大きな成果を上げています。

また、町内18校による「学校経営」「授業改善」「人材育成」の取り組みが各中学校区単位で行われ、学校間連携や教師間交流など徐々に効果が現われています。

本年度におきましても「別海の子供は、私たちが育てる」を合言葉に、教員の資質・指導力の向上を一層図るため、模擬授業、場面指導、先進校視察、指導技術向上セミナーへの参加、さらには小・中一貫による授業改善を意識した研修の推進に努めます。

生徒指導の充実については、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、国を挙げていじめの防止対策が図られており、本町においても「別海町子どものいじめ防止に関する基本方針」を昨年11月に策定しました。いじめについては正義を尊び、弱いもののいじめをさせない、見逃さない気風作りが重要であり、道徳教育の充実や各教科等の指導においてお互いの考えや気持ちを積極的に伝え合えるよう、日常のコミュニケーションの活発化を図ります。

また、子ども理解支援ツール「ほっと」やQ-Uなどを活用し、児童生徒の心理的な実態を把握する調査を行うなど、よりよい人間関係づくりが実現できるよう指導します。不登校については、小・中学校ともに減少傾向ですが、低年齢化などが懸念されており、今後も「心の教育」を推進し、教育相談の充実や臨床心理士の活用等、積極的な生徒指導の充実に努めます。

特別支援教育の推進については、就学指導委員会を教育支援委員会と改名し、委員の増員による教育相談の機会の拡充を図ります。

また、特別な支援を要する子供への配慮等を学ぶ研修を充実させるなど、障害のある幼児、児童、生徒一人一人の発達のニーズに応える教育を推進し、将来の社会参加や自立に向けた支援ができるような施策を推進します。

幼児教育については、就学段階における滑らかな学びの接続ができるよう、遊びや生活、人間関係づくりなど幼児教育段階に必要なアプローチカリキュラムを充実し、学びの芽生えを活かした小学校段階におけるスタートカリキュラムを構築します。

さらには、福祉部や保育所とも連携を深めながら子ども・子育て支援の充実や校種間の一層の連携に努めます。

本年度の学校施設等の整備については、中春別中学校の体育館や上西春別中学校の改築に取り組んでまいります。さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、屋内体育館の天井改修工事を5校で実施していきます。

また、ICT活用教育の充実を図るため、小・中学校教育用コンピュータ整備事業の一環として実物投影機等を導入し、全ての子供の基礎的な学力の向上を図るとともに、教員の教材準備等の業務量の軽減に努めます。

第3は、「社会教育の推進」についてです。

地域住民の生活課題や地域課題を解決するためには、住民同士が学び合い、教え合う相互学習等を通じて、一人一人が当事者意識をもって能動的に行動することが大切です。

このため、社会教育が人々の自由かつ主体的で多様な学び合いを中心とした自己形成の営みの鍵となることから、町民の学習活動を保障するための条件整備や環境醸成を図り、求めに応じた必要な支援を行います。

公民館については、学級・講座を実施することで地域住民間の絆を築くとともに、各地のコミュニティの形成にも寄与することで社会教育の中核を担ってきております。人と人とのつながりを大切にしながら、地域住民の多様な学習活動や一番身近な地域づくりの拠

点としての役割を認識し、学習機会の提供に努めるとともに、学習活動等の情報を、ホームページ等を通じ積極的に町民に発信します。

町内に8大学を設けている「別海町平成寿大学」は、昨年度295名が在学し、別海町の歴史や軽スポーツの学習会等を実施しました。これからも、より高齢者の興味が湧く学習プログラムを検討し充実を図ります。

乳幼児期教育については、各公民館で開設している0歳児から3歳児までの乳幼児と母親を対象とした「乳幼児母親家庭教育学級」（通称すくすく学級）が参加者からとても喜ばれています。孤独になりがちで子育てに戸惑いと不安を抱えている若い母親たちが交流し、子育てについて学び合い、情報交換を行なえる貴重な場であることから、今後も重要な家庭教育事業として取り組むとともに、更なる参加者の増加に努めます。

また、地域の名人を講師に迎えて、各種講座を開催するなど、地域のアーティストやまちづくりグループ、NPO団体等の活動も積極的に支援します。

「第3次社会教育中期振興計画」は10年計画の節目である5年目に後期アクションプログラムを策定し、現在7年目を迎えております。このプログラムに基づき、「人づくり」や「協働のまちづくり」の実践に向けて積極的に取り組みます。

第4は、「青少年の健全育成」についてです。

全ての子供たちが、望ましい生活習慣や人間関係能力など「生きる力」を身に付けられるよう、様々な主体が連携・協力し、幼児期からの発達段階に合わせた、自然体験、ボランティア活動など、多様な機会を提供することが必要です。

「少年少女ふれあいの翼」は、友好都市である枚方市の中学生と本町の中学生それぞれが隔年で相互訪問し、自分の住む町と異なる自然や文化に触れる機会を提供しておりますが、本年度は本町の中学生15名を枚方市に派遣します。また、広島市を訪れ原爆記念館等を視察し、語り部の話を聞くなど、原爆の悲惨さ、戦争の悲惨さを学ぶ平和学習も行います。

次代を担う酪農後継者が、今後の酪農経営や地域づくりの指導者として必要な国際的感覚・視野・資質を身に付けることを目的とした、別海高等学校海外研修事業に対し、派遣費補助等の支援の充実を図ります。

子供たちがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うためには、読書環境の整備や読書活動を支援する人材の育成等、学校教育を初め家庭や地域が連携した、読書活動の推進が必要です。

そのため、図書担当教員の研修会を開催し、学校図書館の利用活性化を図るとともに、ボランティアによる読み聞かせ活動、ブックスタート事業や読書通帳、団体貸出ブックポイント等の推進に努めます。

また、本町が目指す読書教育の推進を図るため「別海町子どもの読書活動推進計画」の策定に取り組みます。

第5は、「芸術・文化の振興」についてです。

近年のグローバル化の中で、自らが国際社会の一員であることを自覚し、異なる文化や歴史の人々と共生していくことが重要です。それには、自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め、他の国の伝統・文化との違いを理解し、国際社会の一員としての自覚をもった人材の育成が必要です。

そのため、活発な活動を展開している別海町文化連盟の各団体、サークルの自主的な活動を一層支援するとともに、多くの町民が積極的に参加・創造できる環境づくりに努めま

す。

史跡旧奥行臼駅通所保存事業については、平成25年度策定の「史跡旧奥行臼駅通所保存管理計画」に基づき整備を進めます。本年度は、次年度予定される修理工事に向けた旧奥行臼駅通所修理工事実施設計を行います。

北海道の天然記念物に指定されているヤチカンバ群落地は、わが国において更別村と本町のみに確認されており、植物分類地理学上、高い学術的価値を有しているため、生息環境を保全保護することが急務であります。

この貴重なヤチカンバを恒久的に保護していくため、植物の専門家による「西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会」を設置し、保護対策計画の策定を進めます。

町指定文化財保存整備事業については、町指定文化財である旧柏野尋常小学校奉安殿は破損が激しく、本年度において保存修理工事を実施します。また、「西別湿原ヤチカンバ群落地」と別海町歴史文化遺産も含めた貴重な各種文化財は、郷土学習の資料として活用を図ります。

郷土資料館等を活用した郷土学習については、町内の歴史・自然に関わる資料の収集、整備保管、調査研究を進め、「ふるさと講座」や「郷土学習出前講座」「出前移動展」などの教育普及活動を展開します。郷土資料館分館を視野に入れ、整備している旧豊原小学校校舎では、開拓の苦労を偲ぶ農器具・民具等を収蔵展示し、資料の保存管理を進めるとともに、子供たちが町の歴史を理解し、先人の偉業や功績などを学ぶ機会に利用します。

第6は、「スポーツの振興」についてです。

スポーツは、私たち町民に大きな夢と感動を与えるとともに、明るく豊かな活力に満ちた社会の形成を担います。

そのため、地域の特性を活かした四季折々のスポーツを推進するとともに、いつでも誰でも気軽にできるスポーツを発掘します。

また、本町は、肥満傾向にある子供の割合がどの学年においても高い現状があります。生活習慣等様々な要因が考えられますが、改善策の一つとしては、体を動かすことが好きな子供を育てることです。子供たちに運動の機会を提供し、スポーツの楽しさを伝えるスポーツ教室の実施等、子供向けのスポーツの普及に取り組みます。

なお、昨年度から別海町総合スポーツセンターの管理運営には指定管理を導入しました。今後も、常に利用者の声に耳を傾け、地域住民の目線に立ち、施設機能を最大限に活用した、創意工夫ある事業展開を図るよう指導・助言を行います。

スポーツ競技並びに文化競技等の全道・全国大会出場に対する団体の派遣費補助について、従来の補助に加え、別海高等学校支援事業の一つとして、本年度から小中学生同様、全道大会出場者への派遣費補助を行います。

本町を代表するスポーツイベントである「別海町パイロットマラソン大会」には、毎年、全国から多くの参加者が集い、昨年度の第36回大会には、フルマラソン1,279名、5キロマラソン449名、合計1,728名のランナーが別海町の大草原を走りました。本年度の第37回大会においても町民の皆様の温かいご支援を賜りながら、大会運営の充実を図ります。

冬季体力づくりの場として多くの町民が利用している町営西春別スケートリンクは、建設から33年が経過し、上西春別中学校改築に合わせて改修工事を行います。

「町民皆スポーツ」を目指す上で施設の充実は重要なポイントです。各施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修等を進め施設の維持に努めます。

終わりになりますが、これらの教育行政執行方針を実行するためには、協働のまちづくり精神のもと、全町民の理解と協力が必要です。

また、町民一人一人が自らの人生を豊かにするために、学び、そして人と人とのつながりの中でその学びを生かし、地域ぐるみでまちづくりを推進していかなければなりません。

別海町教育委員会としましては、将来を担う子供たちのために、自らの力で明るい未来を開いていくことができるよう、学校、家庭、地域と密接な連携を図りながら、本町の教育振興発展に取り組んでまいります。

◎提出案件の概要説明

○議長（松原政勝君） 日程第7 提出案件の概要について説明があります。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等について上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が17件、同意が1件、報告が1件でございます。

まず、議案第46号から議案第48号までの3件につきましては、「平成27年度 各会計補正予算」でございます。

議案第46号の「一般会計補正予算」は、骨格予算として編成しておりました当初予算に、政策的事業を中心に事業経費で約11億5,000万円、経常経費で約4,600万円、合計で11億9,650万円を増額するものです。

主な内容としましては、中山間地域等直接支払交付金事業で約9億300万円、災害時避難施設建設事業で約1億3,900万円、また、経常的経費では、国民健康保険特別会計及び介護サービス事業特別会計への繰出金が主な補正となります。

議案第47号の「国民健康保険特別会計補正予算」ですが、当初予算編成時点では国民健康保険税算出の基礎となる前年の所得等、未確定な部分があることから、補正を前提としていたものです。このたび、平成26年度分所得の確定、及び議案第49号で提案いたします、別海町国民健康保険税条例の一部改正に基づき算定を行い、960万円を増額するものです。

議案第48号の「介護サービス事業特別会計補正予算」につきましては、老人保健施設の設備整備及び施設改修の事業経費として、1,800万円を増額するものです。

議案第49号は、「別海町国民健康保険税条例」の一部改正です。

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を、現行の81万円から85万円に上げるほか、国民健康保険税の軽減措置の判定基準を、変更する改正を行うものでございます。

議案第50号は、「別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正です。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、昨年9月定例会において本条例を制定したところです。今回、関係する省令等の改正に伴い、本条例で規定する、従うべき基準である保育士数の算定について、新たに准看護師についても保育士とみなすこととされたので、改正を行うものでございます。

議案第５１号は、「別海町ケアハウス条例」の一部改正です。ケアハウスの入居資格について、現在の障がい福祉を取り巻く環境を踏まえ、文言の整理を行うものです。

議案第５２号は、「別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関する条例」の一部改正でございます。本町での指定居宅サービス等を行う事業所として、「小規模多機能型居宅介護事業所」及び「介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を追加するものです。また、特別養護老人ホームがユニット型施設へ移行することに伴い「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」の導入を予定しておりますが、現行の制度との助成を重複して受けることができないことを明確化するため、適用除外の条項を改めるものです。

議案第５３号は、「別海町介護サービス使用料 及び手数料条例」の一部改正です。地域における医療、及び介護の総合的な確保を推進するために、介護保険法が一部改正され、老人保健施設などを利用される方の食費・居住費の負担軽減の基準が見直されました。このことに伴い、「老人保健施設すこやか」においても、軽減対象者の要件の追加と居住費負担の見直しをするものです。

議案第５４号は、平成２７年第１回定例会において、管理職員特別勤務手当の改正を含めた「別海町職員の給与に関する条例」の改正を行ったところですが、この条例改正に伴い「別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正を行うものです。

議案第５５号から議案第５８号までの「工事請負契約の締結について」は、６月５日に入札を行った工事のうち、予定価格が１件５，０００万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第５９号は、「財産の取得について」でございます。取得をする物件は、除雪専用トラックで、取得価格が１，５００万円を超えることから、議会の議決を求めるもので、現有車両を更新するものでございます。

議案第６０号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」です。上風連辺地で、新たに整備対象となる施設が生じたことから、平成２７年度から５年間の整備計画を新たに策定するものです。

議案第６１号は、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について」ですが、尾岱沼辺地について、事業費の増額に対応するため、総合整備計画を変更するものです。

議案第６２号は、「別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結について」です。建設工事に伴う委託に関する基本協定を締結するに当たり、委託金額が５，０００万円を超えるため、議会の議決を求めるものです。

同意第５号は、「別海町固定資産評価員の選任について」です。現在の固定資産評価員から、平成２７年６月２２日をもって辞任したいとの届出がありましたので、新たな固定資産評価員の選任について、同意を求めるものです。

報告第３号は、「平成２６年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書について」です。平成２６年度から平成２７年度に繰越した１０の事業について、繰越計算書を調整したので、議会に報告するものでございます。

以上で、提出いたしました議案等の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております日程第 8 同意第 5 号から、日程第 25 議案第 62 号までの 18 件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 8 同意第 5 号から、日程第 25 議案第 62 号までの 18 件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第 8 同意第 5 号

○議長(松原政勝君) 日程第 8 同意第 5 号別海町固定資産評価委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長(水沼 猛君) 同意第 5 号別海町固定資産評価委員の選任について御説明を申し上げます。

現在の別海町固定資産評価委員につきまして、磯田俊夫氏から平成 27 年 6 月 22 日をもって辞任する届け出がありました。

つきましては、後任に佐藤次春氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

それでは議案の朗読をもって説明といたします。

次の者を別海町固定資産評価委員に選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 27 年 6 月 23 日提出。別海町長水沼猛。

1、住所、野付郡別海町別海常盤町 245 番地の 88。

2、氏名、佐藤次春。

3、生年月日、昭和 31 年 3 月 19 日。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(松原政勝君) 同意第 5 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

次に討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、同意第 5 号は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで会議を 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 0 時 57 分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 9 議案第 46 号

○議長（松原政勝君） 日程第 9 議案第 46 号平成 27 年度別海町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第 46 号の内容説明をいたします。

別冊の別海町一般会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

平成 27 年度別海町一般会計補正予算（第 1 号）。

平成 27 年度別海町一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11 億 9,650 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 166 億 9,450 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の補正。

地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

次に、2 ページをお開きください。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入で、14 款国庫支出金、1 項と 2 項で 1 億 3,507 万 1,000 円の減。

15 款道支出金、1 項と 2 項で 7 億 6,715 万 2,000 円の増。

18 款繰入金、1 項で 5 億 8,040 万円の増。

20 款諸収入、5 項で 71 万 9,000 円の増。

21 款町債、1 項で 1,670 万円の減。

歳入合計で 11 億 9,650 万円を追加し、歳入予算の総額を 166 億 9,450 万円とするものです。

次に 3 ページ、歳出で 2 款総務費、1 項と 2 項で 1 億 2,352 万 7,000 円の増。

3 款民生費、1 項と 2 項で 6,069 万 9,000 円の増。

4 款衛生費、1 項で 276 万 8,000 円の減。

6 款農林水産業費、1 項と 3 項で 9 億 9,090 万円の増。

7 款商工費、1 項で 1,510 万 5,000 円の増。

8 款土木費、2 項と 4 項で 1 億 5,014 万 8,000 円の減。

9 款消防費、1 項で 1 億 6,033 万円の増。

10 款教育費、2 項から 4 項合わせまして 114 万 5,000 円の減。

歳出合計で 11 億 9,650 万円を追加し、歳出予算の総額を 166 億 9,450 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

第 2 表地方債補正です。

今回の補正は、変更8件となります。

西和地区基盤整備促進事業は1,620万円を減額し、補正後の限度額を650万円。

上春別第2地区農道整備事業は320万円を追加し、限度額を1,030万円に。

豊原南地区農道整備事業は310万円を減額し、限度額を10万円に。

根室中部3号幹線改良舗装事業は4,120万円を減額し、限度額を1,560万円に。

本別誘導線舗装補修事業は1,790万円を減額し、限度額を890万円に。

橋梁長寿命化補修事業は2,860万円を減額し、限度額を1,420万円にするものです。

いずれも補助採択確定による増減です。

次に、災害時避難施設建設事業は、野付半島災害時避難施設建設事業の追加により1億3,710万円を追加し、限度額を1億3,870万円にするものです。

小学校校舎等改修事業は、上西春別小学校老朽改修事業の補助金不採択により5,000万円を減額し、限度額を5,560万円とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

これらの変更により、合計では補正前の限度額15億9,570万円から1,670万円を減額し、補正後の限度額を15億7,900万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書の内容について御説明いたしますが、1の総括は省略し、2の歳入から御説明させていただきます。

7ページをお開きください。

2、歳入です。

目の欄で御説明いたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金2,461万1,000円の増は、僻地保育園6園を対象として給付される地域型給付費負担金が主なものです。

2項1目総務費国庫補助金1,289万5,000円の増は、個人番号カード交付事業費補助金及びまちづくり構想策定支援補助金です。

2目民生費国庫補助金2,220万5,000円の増は、臨時福祉給付事業補助金、子育て世帯臨時特例給付事業補助金、認定こども園施設整備補助金などです。

5目土木費国庫補助金1億6,144万7,000円の減は、道路整備に係る社会資本整備総合交付金の減です。

6目教育費国庫補助金3,333万5,000円の減は、上西春別小学校老朽改修工事に係る学校施設環境改善交付金の減です。

8ページをお開きください。

15款道支出金、1項1目民生費負担金2,064万9,000円の増は、国民健康保険軽減保険料負担金の増と僻地保育園6園を対象として給付される地域型給付費負担金が主なものです。

2項2目民生費補助金563万5,000円の増は、社会福祉法人等軽減事業補助金が主なものです。

4目農林水産業費補助金7億2,680万8,000円の増は、平成27年度から5年間、第4期対策として開始された中山間地域等直接支払交付金及び畜産クラスター協議会への間接補助である畜産競争力強化緊急整備事業補助金が主なものです。

6目消防費補助金891万円の増は、本目新設で災害用備蓄資機材等整備事業に係る北

方領土隣接地域振興等推進費補助金です。

7目教育費補助金515万円の増は、本目新設で指定文化財保存整備事業に係る北方領土隣接地域振興費推進費補助金です。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金5億5,450万円の増は、今回の補正に伴う財源として財政調整基金から繰り入れを行うものです。

この繰り入れにより、財政調整基金の予算上の残高は、平成26年度予算で予定していた4億9,820万円の繰り入れを行わずに済んだことから、17億250万6,000円となります。

7目地域福祉基金繰入金2,590万円の増は、ケアハウス及び西春別ケアセンターの整備事業、介護サービス事業特別会計への繰出金で充当するものです。

10ページをお開きください。

20款諸収入、5項1目雑入71万9,000円の増は、社会保険収入が主なものです。

11ページ、21款町債、1項3目農林水産業債1,610万円の減は、基盤整備促進事業債の減が主なものです。

4目土木債8,770万円の減は、社会資本整備道路交付金事業に係る道路改良事業債を減するものです。

5目教育債5,000万円の減は、上西春別小学校老朽改修事業の補助金不採択により校舎等整備事業債を減するものです。

6目消防債1億3,710万円の増は、野付半島災害時避難施設建設事業の追加により、災害時避難施設整備事業債を増するものです。

以上が歳入となります。

次に、歳出で13ページをお開きください。

3、歳出です。

こちらも目の欄で御説明いたします。

2款総務費、1項5目財産管理費5,036万4,000円の増は、本庁舎前ロータリーの補修、町有施設解体撤去、地域会館の整備、分譲予定の町有地整備が主なものです。

14ページをお開きください。

6目企画費1,140万6,000円の増は、まちづくり計画策定業務委託料及び、15ページ中段、テレワーク事業推進団体に対する補助金が主なものです。

10目交通安全対策費144万3,000円の増は、交通安全教室資機材の購入です。

13目特定防衛施設周辺整備費4,900万円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の道路改良舗装工事費の増です。

16ページをお開きください。

14目電子計算管理費551万5,000円の増は、地方公共団体情報システム機構に対し支払う交付金です。

16目諸費87万8,000円の増は、別海小中学校閉校記念碑に対する補助金が主なものです。

2項2目賦課徴収費492万1,000円の増は、過誤納還付金が主なものです。

17ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費727万7,000円の減は、国民健康保険特別会計の繰出金は増となりますが、福祉牛乳給付事業の一部を中山間事業へ振りかえたことにより減となるものです。

2目老人福祉費、18ページに続きますが3,877万6,000円の増は、ケアハウス及び西春別ケアセンターの整備、特別養護老人ホームユニット化に伴う利用者負担軽減事業の追加、介護サービス事業特別会計への繰出金の増によるものです。

4目障害者福祉費8,000円の増は、障害者福祉事業経費を増するものです。

19ページ、8目臨時福祉給付事業費897万円の増は、本目新設で低所得者に対する臨時福祉給付金の経費を追加するものです。

2項1目児童福祉総務費、20ページに続きますが1,188万1,000円の増は、別海くるみ幼稚園の給食施設整備に対する補助金が主なものです。

3目児童福祉施設費57万6,000円の増は、児童遊園地のフェンスの補修を行うものです。

4目保育園費47万円の増は、上西春別保育園の設備の補修、修繕です。

21ページ、9目子育て世帯臨時特例給付事業費729万5,000円の増は、本目新設で子育て世帯に対する臨時特例給付金の経費を追加するものです。

22ページをお開きください。

4款衛生費、1項3目環境衛生費500万円の減は、エゾシカ買い上げの一部を中山間地事業へ振りかえたことによる減です。

4目健康管理費223万2,000円の増は、特定不妊治療費助成金の見直しによる増です。

23ページ、6款農林水産業費、1項2目農業総務費500万円の増は、消化液貯留施設整備に対する補助金です。

3目農業振興費9億8,844万5,000円の増は、道東あさひ農協畜産クラスター協議会に対する畜産競争力強化緊急整備事業補助金と平成27年度からの5年間、第4期対策として開始された中山間地域等直接支払交付金の追加が主なものです。

24ページをお開きください。下段です。

4目畜産業費3,097万2,000円の増は、酪農工場の屋上防水工事及び設備の改修が主なものです。

25ページ、6目農地費3,604万5,000円の減は、基盤整備促進事業補助採択確定による減です。

3項3目公有林整備事業費581万2,000円の増は、事業組みかえによる増です。

4目森林環境保全整備事業費328万4,000円の減は、上記事業への組みかえによる減です。

26ページをお開きください。

7款商工費、1項1目商工業振興費150万円の増は、産業連関分析表作成を委託するものです。

2目観光費1,028万5,000円の増は、地域おこし協力隊募集に係る経費や、27ページに続きますが、野鳥観察小屋設置工事などの追加が主なものです。

3目ふるさと交流館費332万円の増は、ふるさと交流館入浴施設補修工事実施設計委託料です。

28ページをお開きください。

8款土木費、2項3目道路新設改良費1億7,171万8,000円の減は、臨時町道整備事業は増となりますが、社会資本整備道路交付金事業が補助採択確定により減となるものです。

29 ページ、4 項 1 目住宅管理費 2,157 万円の増は、イーストタウン寿団地の屋上防水工事や敷地の整備、上西春別駅前団地などの敷地内の遊園整備を行うものです。

31 ページをお開きください。

9 款消防費、1 項 2 目災害対策費 1 億 6,033 万円の増は、災害用備蓄資機材を整備するほか、野付半島災害時避難施設建設工事の追加によるものです。

33 ページをお開きください。

10 款教育費、2 項 1 目学校管理費 1,543 万 8,000 円の増は、中西別地区の小学校教員住宅改修工事が主なものです。

2 目教育振興費 18 万 5,000 円の増は、学用品通学用品など援助費の追加です。

3 目通学対策費 97 万 2,000 円の増は、小学校スクールバスドライブレコーダーを購入するものです。

34 ページをお開きください。

4 目学校建設費 1 億 235 万 1,000 円の減は、上西春別小学校老朽改修工事補助金不採択による減です。

3 項 1 目学校管理費 2,377 万 5,000 円の増は、中西別及び尾岱沼地区の中学校教員住宅改修工事や中春別中学校屋内体育館の備品購入が主なものです。

35 ページ、2 目教育振興費 166 万 3,000 円の増は、別海中央中学校の楽器を購入するものです。

3 目通学対策費 45 万 4,000 円の増は、中学校スクールバスドライブレコーダーを購入するものです。

4 目学校建設費 359 万 4,000 円の増は、トイレを洋式化するものです。

4 項 1 目幼稚園管理費 99 万円の増は、上西春別幼稚園経費の増です。

36 ページをお開きください。

2 目教育振興費 412 万円の増は、私立幼稚園の障害児受け入れに対する補助金です。

5 項 1 目社会教育総務費、38 ページまで続きますが 1,878 万 8,000 円の増は、町指定文化財である旧柏野尋常小学校奉安殿の修理に伴う経費や旧光進小中学校校舎及び旧教員住宅改修工事が主なものです。

38 ページをお開きください。

5 目中央公民館費 211 万円の増は、中央公民館を補修するものです。

6 項 1 目保健体育総務費 2,397 万円の増は、西春別スケートリンクハウスの建設や中春別ヘルシーパーク東屋の建設が主なものです。

39 ページ、4 目総合スポーツセンター費 514 万 7,000 円の増は、町営ランニングコースパークゴルフ場のクラブハウス及び東屋の整備が主なものです。

以上で、議案第 46 号一般会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 46 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、13 番中村議員。

○13 番（中村忠士君） 4 点ほど質問します。

1 点目ですけれども、14 ページから 15 ページにかけての部分で、まちづくり計画策定事業等の、15 ページ目に入っている業務委託料の関係ですけれども、計画を策定するという大ざっぱなことはわかるのですが、委託する業務の内容をもう少し詳しく教えていただ

きたいというふうに思います。

それから続けて、ふるさとテレワーク推進事業なのですが、一定程度の説明を受けましたが、地方創生推進団体等補助金ということでありますが、この推進団体についての説明をもう少ししていただければというふうに思います。どういう活動に対する補助かということも含めて教えていただければと思います。

それから3点目ですが、23ページになりますが、目2の農業総務費の消化液貯留施設整備事業ということで、これは今回10戸という内容のようですけれども、今後ですね、この事業が続いていくというふうに思われるのですが、今回10戸でこれからどういうふうになるのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

それから4点目ですが、31ページになりますが、目2の災害対策費の災害用備蓄資機材ですか、資機材等整備事業の消耗品費100万ほどですが、内容を教えていただきたいと思います。どういうものが、消耗品として整備されるのかということ並びにですね。

次の施設整備等工事請負費ということで、これについても、どこにどういうものが建てられるのかということをお教えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（松原政勝君） 総合政策課長。

○総合政策課長（浦山吉人君） 中村議員からいただいた御質問の中で2点になりますけれども、町づくりに関する御質問、それからふるさとテレワークに関する御質問に対して、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、まちづくり計画策定事業に対する委託業務の内容ということでございましたけれども、執行方針の中で町長からもございましたけれども、町づくり構想につきましては、防衛省所管のまちづくり構想策定支援事業及びまちづくり支援事業において、実施することの中で、27年度につきましては、町づくり構想の中の、いわゆる基本構想を策定するという年度になることでございます。

その中で、基本計画のこの策定業務につきましては、まちづくりを対象とする地域の基礎条件の整理であったりということで、地理的条件であったり、あるいは人口推移の状況であったり、気候風土と、そういうものも条件の整理、それから対象地区の現況把握ということで公共施設の状況であったり、周辺在館の利用状況の整理等をまちづくりを踏まえた中で、業務の中で整理、実施をしていくというものでございます。

そのほかに、住民の意識調査ということで、住民の検討委員会の立ち上げを予定しておりますけれども、その中で、ワークショップ等を実施しながら進めてまいりますけれども、その関係の運営等に対する、事業、予定ということになってございます。

それから、もう1点、ふるさとテレワーク推進事業にかかる地方創設推進団体補助金に関してでございますけれども、これにつきましては、先日の全員協議会の際にも御説明させていただきましたけれども、ふるさとテレワーク推進実証事業のために設立をいたしました一般社団法人に対し、その事業の円滑な推進のために、いわゆる事業の立ち上げや活動運営にかかる経費を助成する内容というものでございます。

事業そのものが、経験したことはない事業ということの中で、大変手探りの中で進めていくということの中で実証事業につきましては、補助金の採択からの対象になりますけれども、採択前から事業に携わっている部分の、例えばマイクロソフト等の協議、それは東京に行って、行った協議等もございますけれども、そういうものに係る経費、それから事業の中では対象としては見られない地域密着型の実証事業の立ち上げ等に関する経費に

も、活動費として補助金を交付する予定でいます。それが内容となっております。

まだ、なかなか状況として詳細がですね、つかめていない状況もございますので、今後、その内容について検証、煮詰めていきながら、具体的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

私のほうからの説明は以上です。

○議長（松原政勝君） 農政課長。

○農政課長（門脇芳則君） それでは、消化液の点に対しましてお答えを申し上げたいと思います。

本施設を利用する農家は、現在のところ92戸の予定でございます。そのうち39戸が消化液を利用予定というふうに聞いております。

今回、この利用する農家の聞き取りの中で10戸が施設を整備したいということでございますので、10戸の整備事業を計上させていただきました。

今後の利用につきましては、この39戸以外の農家さんが利用状況によってはですね、使いたいというようなことがあるかと思っておりますので、そういうことがあればですね、要望が上がってくるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 防災交通課長。

○防災交通課長（宮本栄一君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

災害用備蓄資機材等整備事業の消耗品の内容につきまして御説明いたします。

消耗品につきましては、災害用備蓄食料、保存水、クラッカー、アルファ米、粉ミルクとなっております。

災害用備蓄物資機材としましては、災害用毛布、箱ティッシュ、ドラムリールコード、マスクとなっております。

今年度につきましては、更新3施設としまして走古丹、床丹地域防災センター、尾岱沼地域センター。新規4施設としまして、上春別、上風連地域センター、西春別みらい館、西春別ふれあいセンターに配備する予定であります。

続きまして、施設設備等工事の内容についてですけれども、発電機格納庫施設工事が6施設分で、尾岱沼地域センター、中春別ふれあいセンター、西春別ふれあいセンター、西春別未来館、上春別地域センター、上風連地域センターとなっております。

電気設備工事につきましては4施設分、西春別ふれあいセンター、西春別みらい館、上春別、上風連地域センターの4施設となっております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 中村議員、答弁が終わりました。

よろしいでしょうか。

はい、13番中村議員。

○13番（中村忠士君） まず、まちづくり計画策定に関する業務の委託についての内容についてわかったのですが、これは委託する委託先ですね。これについてはどういう形で委託先が決まっていくのかということの説明をお願いしたいと思っております。

それから消化液の関係なのですが、希望する戸数が39戸でそのうち、すいません。対象になるのがですかね。対象になるのが39戸で希望したのが10戸という意味ですかね、今回。そこをちょっと、もう1回確認をしたいと思っております。

そして、仮に39戸が施設を建設する対象としてあるのであれば、残りの29戸は

近々、この事業の対象になっていくのだろうかという予測がなされますけれども、そこら辺も含めて、もう少し教えていただければと思います。

以上です。

○議長（松原政勝君） 総合政策課長。

○総合政策課長（浦山吉人君） まちづくり構想の委託の方式という質問でございますけれども、この件につきましての委託方法につきましては、プロポーザル方式による契約を想定しております。

積極的なまちづくりにかかわるいろいろな手法、そういうものを提案していただきたいということの中で、通常のいわゆる安ければよいというような手法の内容の契約方式ではなく、一定の計画を提案していただきながら、その内容を十分吟味させていただいた上で決定していきたい、そういう委託方法について検討しているところでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） はい、農政課長。

○農政課長（門脇芳則君） お答えいたします。

92戸が搬入農家でございます。そのうち39戸が消化液を利用したいという希望がある農家でございます。その39戸のうち10戸が、今回貯留槽の整備を予定しているところでございます。

あとですね、残りの29戸につきましては、直接散布とかですね、自己で貯留槽持っている方もいらっしゃいますので、全部が全部、貯留槽を希望するということにはならないかと思えます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 13番中村議員、よろしいですか。

はい、ほかにございませんか。

6番森本議員。

○6番（森本一夫君） 目2観光費でちょっとお尋ねします。

地域おこし協力隊推進事業ということで、今回、多分これ新規で事業されるかと思うのですが、委託料という形になっていますので、どこに委託されて、どういう業務内容なのかをちょっとお知らせください。

○議長（松原政勝君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（川畑智明君） それでは質問にお答えいたしたいと思えます。

地域おこし協力隊の業務委託料につきましては、ことし募集を考えておりまして、来年以降の採用を計画しております。

そのための民間業者に募集に対する業務委託を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（松原政勝君） 6番森本議員。

○6番（森本一夫君） 内容はどのようなことやられるおつもりなのか、ちょっとその辺は多分考えておられると思うので、お知らせください。

○議長（松原政勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川畑智明君） 大変失礼いたしました。

業務の内容としてはですね、採用に係るコンサルティング業務、また、採用の募集告知、ウェブ等の広告宣伝の告知を考えております。

これについては、過去にも各市町村において、地域おこし協力隊を募集した中で、なか

なか募集がこないという状況がありましたので、その部分も含めて、民間にこの採用コンサルティングと募集告知を委託するという内容になっております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 6 番森本議員。

○6 番（森本一夫君） 今の説明ではどうも採用、広告というか、募集についてのことばかりの話ですが、実際のこの地域おこし協力隊がやろうとしていることは何なのでしょうか。

○議長（松原政勝君） 商工観光課長。

○商工観光課長（川畑智明君） それでは質問にお答えしたいと思います。

今回の地域おこし協力隊につきましては、地方自治体が都市住民を受け入れて、地域おこし協力隊員として地方自治体が委嘱を行うという事業でございます。今回募集する地域おこし協力隊の採用内容につきましては、町における観光の推進、もしくは情報の発信を計画しております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 次に、11 番瀧川議員。

○11 番（瀧川榮子君） 18 ページの特別養護老人ホームの利用者負担軽減事業なのですけれども、この内容について、どのような形で負担軽減がされるのかお聞きします。

それと21 ページです。

子育て支援の臨時特例給付事業なのですけれども、今回も去年と同じように、金額は少なくなっているのですけれども、給付事業がされますけれども、去年のときには本当に利用されている方が少なかったというようなことで、ことし、対象者にきちんとこの内容が届けられることが必要だと思うのですけれども、その対策をどのように考えておられるのかということをお聞きします。

それと23 ページです。

畜産競争力強化緊急整備事業なのですけれども、道東あさひ農協というふうにして説明を受けているのですが、ここのクラスター事業の中で、どういうものを道東あさひでは計画されているのかお聞きします。

それと27 ページの観光費ですね、観光費の中で野鳥の観察小屋、ハイドの設置ということで440 万が計上されているのですけれども、これは1カ所だけなのかということで、どこに設置されるのかをお聞きします。

以上です。

○議長（松原政勝君） 介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） それでは、私のほうから特別養護老人ホーム等利用者負担軽減事業についてお答えいたします。

この事業につきましては、三つの事業から成っております。

まず、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度ということで、現行の多床室の施設からユニット型の施設へ移行することに伴い、生活保護を受給されている方ですとか、低所得の方につきましては、負担が4割から2倍の範囲で増額となるということがあります。

それ以外の入所者につきましても、6割程度の負担増ということになりますので、入所者の環境が大変厳しい状態になるということから、当該サービスを行う社会福祉法人が利用者負担の軽減を行うことにより、生活保護受給者ですとか低所得者の方々が、利用者負担が軽減され、利用しやすくなるというような制度になっております。

負担軽減の割合につきましては、4分の1に相当する額を軽減することとなっております。また、老齢福祉年金等の受給者につきましては、2分の1相当の軽減を予定しているところです。

これにつきまして、社会福祉法人、もう一つ目が社会福祉法人による利用者負担額の軽減に対する助成金の交付事業ということになりますが、こちらのほうは社会福祉法人が軽減した、本来、受領すべき利用者負担額の一部を町が独自に助成を行うというものです。それによって経営の安定化を図っていくというようなことになっております。

三つ目にですね、利用者負担額の軽減事業ということで、入所されている方々の負担をさらに軽減すること目的としまして、低所得者の方々につきましては、現在の利用料から1割程度、それからそれ以外の方につきましては2割程度の負担増、これを限度額に設定をしまして、町として独自に助成をしていくというような事業になっております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 福祉課長。

○福祉課長（山田一志君） それでは私のほうからは、瀧川議員の2点目の質問にお答えしたいと思います。

子育て世帯臨時特例給付金事業の関係なのですが、議員御指摘のとおりですね、昨年、申請がちょっと少なかったのではないかとということもありましたけれども、今年度といいますか、昨年度に引き続きの実施というようなことですね、今年度につきましては、児童手当をですね、現況届けですか、これにあわせて申請をしていただくというような方法をとってございますので、そういった意味ではですね、昨年よりは申請率といいますか、そういったものが高い水準になるんじゃないかなというふうに見込んでいるところであります。

現在ですね、給付対象児童の数を2,322名、これが6月の児童手当の給付される児童の数ですが、その数を対象として、おっしゃったとおり1人3,000円ということで実施されるものであります。

昨年と若干違うところがですね、生保の関係の対象の方なども、今年度については、対象となるというようなこととなっておりますことと、同時に国のほうで行っております臨時福祉給付金、これと同時の給付が、昨年は認められなかったのですが、今年度は対象となっているというようなこともございます。

あと、その他ですね、告知につきましては、町の広報紙なども通じて行っておりますし、この交付金については既に6月1日から申請を受け付けているところでございます。給付については、今のところ10月からの給付を予定しているところであります。

以上です。

○議長（松原政勝君） はい、農政課長。

○農政課長（門脇芳則君） それでは、私のほうから3点目、畜産競争力強化緊急整備事業についてお答えしたいと思います。

本事業の内容でございますが、道東あさひ農協1戸分でございますが、堆肥ストール牛舎1棟、パイプラインミルクカー1式、乾乳舎1棟、家畜排せつ物処理施設といたしまして、堆肥舎1棟、尿貯留槽一基の整備内容となっております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） はい、商工観光課長。

○商工観光課長（川畑智明君） 私のほうからは27ページ、体験型観光推進事業の野鳥

観察小屋の設置について質問にお答えしたいと思います。

野鳥観察小屋につきましては、野付半島、ここにつきましてはラムサール条約湿地の登録されている約219種類の野鳥が観察されている野付半島の竜神崎の灯台付近に野鳥観察小屋一基を設置するというものでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員、よろしいですか。

はい、次に8番西原議員。

○8番（西原 浩君） 私は24ページの新規就農者の支援事業について、2事業についてお聞きいたします。

1点目がリース料支援事業、これが7戸ということ。それから固定資産税相当分を補助事業が5戸ということで、この内容についてお聞きいたします。

○議長（松原政勝君） 農政課長。

○農政課長（門脇芳則君） お答えいたします。

まずは、新規就農者リース料支援事業でございますが、新規就農に当たりましては多額の資金を必要とすることから、その負担軽減を図るため、農場リース円滑化事業及び農地保有合理化事業を活用しているところでございます。

本事業は、リース期間中5年間の貸付料のうち、借り入れ年度の翌年度から3年間、貸付料の上限は300万円でございますが、貸付料の3分の1、100万円上限で助成するものでございます。

また、新規就農者負担軽減支援事業でございますが、これも中身は農場リース円滑化事業及び経営農地保有合理化事業を用いて就農しているわけでございますが、この事業を活用後、買い戻した土地、家屋等に係る固定資産税について、経営開始後、最初に賦課された翌年度から3年間、固定資産税相当額上限25万円でございますが、それを助成するものでございます。

ただし、これにつきましては住宅部分の固定資産税は除かせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 8番西原議員、よろしいですか。

はい、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

それでは、会議を10分間休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時04分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第47号

○議長（松原政勝君） 日程第10 議案第47号平成27年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第４７号の内容説明をいたします。

別冊の平成２７年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の１ページをお開き願います。

平成２７年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）。

平成２７年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９６０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２９億７，９６０万円とする。

２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

２ページをお開き願います。

まず、歳入です。

補正額の欄で申し上げます。

１款国民健康保険税、１項で２，２６７万円の増。

７款繰入金、１項で１，４７３万３，０００円の増。

９款諸収入、３項で２，７８０万３，０００円の減。

歳入合計で９６０万円を増額し、補正後の歳入の予算額を２９億７，９６０万円とするものです。

次に、下段の歳出です。

１款総務費、１項から３項で６０万円の増。

１０款予備費、１項で９００万円の増。

歳出合計で９６０万円を増額し、補正後の歳出の予算額を２９億７，９６０万円とするものです。

次の事項別明細書、１の総括については省略させていただきまして、２の歳入から御説明いたします。

５ページをお開きください。

款項の金額を省略し、目の補正額で御説明いたします。

１款国民健康保険税、１項１目一般被保険者国民健康保険税２，４０５万４，０００円の増。

２目退職被保険者等国民健康保険税１３８万４，０００円の減。

いずれも平成２６年度分の所得の確定、国保税条例の改正案等に基づき精査を行い、前年度と同じく、現年度課税分の収納率を９５％として算出した結果、それぞれ増減するものでございます。

次に、６ページをお開きください。

７款繰入金、１項１目一般会計繰入金１，４７３万３，０００円の増については、今回の補正において、国民健康保険税の算出を行った結果に基づく、国保税の軽減等に係る繰入分の増額でございます。

９款諸収入、３項５目歳入欠かん補填収入２，７８０万３，０００円の減。

歳入欠かん補填収入については、当初予算においては財源不足分として５，００４万３，０００円を計上しておりましたが、国保税及び一般会計繰入金の予算額が、このたびの補正で増額となったことにより、今回の補正においては２，７８０万３，０００円を減額する

もので、財源の不足分としての歳入欠かん補填収入の額は2,224万円となります。

以上で、歳入を終わります。

7ページをお開きください。

3の歳出です。

同じく目の補正額で御説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費6,000円の増は、国保保険者ネットワーク負担金の確定に伴う増額です。

2項1目賦課徴収費53万8,000円の増は、釧路・根室広域地方税滞納整理機構負担金の確定によるものです。

3項1目運営協議会費5万6,000円の増は、国保関係図書等の購入費でございます。

次に、8ページをお開きください。

10款予備費、1項1目予備費900万円の増。

これにつきましては、急激な医療費の増加など不測の事態に対処するための増額でございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第47号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第11 議案第48号

○議長（松原政勝君） 日程第11 平成27年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（伊藤輝幸君） 議案第48号平成27年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の内容について御説明いたします。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計補正予算書の1ページをお開き願います。

平成27年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,000万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

補正額の欄で申し上げます。

4款繰入金、1項で1,800万円の増。

歳入合計で1,800万円を増額し、補正後の予算額を5億1,000万円とするものです。

次に、歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項で1,800万円の増。

歳出合計で1,800万円を増額し、補正後の予算額を5億1,000万円とするものです。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書で、1 の総括は説明を省略させていただき、2 の歳入、3 の歳出で御説明を申し上げます。

5 ページをお開き願います。

歳入歳出とも、目の欄の補正額で申し上げます。

2 の歳入です。

4 款繰入金、1 項1 目繰入金1,800万円の増。

老人保健施設設備整備事業並びに老人保健施設改修事業の実施に伴う一般会計繰入金の増です。

3 の歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項1 目老人保健施設費1,800万円の増。

内訳は、非常電源用設備を整備するため蓄電池を交換する老人保健施設設備整備事業に340万円。

暖房給湯用ボイラー1 台を更新する老人保健施設改修事業に1,460万円となっております。

以上、議案第48号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第48号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第12 議案第49号

○議長（松原政勝君） 日程第12 議案第49号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（中村公一君） 議案第49号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税におきましても、政令に準じた条例改正を行うものです。

今回の国民健康保険税に係る税制改正では、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性確保のため、平成26年度に引き続き、低所得者層の保険税負担の軽減及び賦課限度額の見直しを行うものです。

議案では、4 ページから5 ページまでとなりますが、改正条文の朗読は省略させていただき、お手元に配付しております議案資料により御説明をいたします。

議案資料の1 ページをお開き願います。

1 ページから 4 ページまでが本改正案の新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後となっております。

それでは、5 ページをお開き願います。

改正要旨を別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定説明資料により説明申し上げます。

資料は左から順に「区分」「改正項目」「改正条項」「改正内容」となっております。

区分「1」、改正項目「国保税の課税限度額」についての改正でございますが、改正条項は「条例第2条第2項」、「第3項」及び「第4項」並びに「第21条第1項」となります。

改正内容について、国民健康保険税は、国民健康保険本体の医療給付費等に充てる基礎課税分と後期高齢者の支援金を納付するために充てる分、そして、介護保険制度に基づく介護納付金を納付するために充てられる分の3区分での課税となっており、現行は基礎課税分からそれぞれ「51万円」、「16万円」、「14万円」と課税限度額が設定されています。

これを地方税法施行令の改正に合わせて、基礎課税分からそれぞれ「52万円」、「17万円」、「16万円」とし、合わせて「4万円」を引き上げ、課税限度額の合計を現行の「81万円」から「85万円」に引き上げるものです。

次に、区分「2」の「国保税の軽減措置」についての改正でございますが、改正条項は、「条例第21条第1項第2号」及び「同項第3号」となります。

改正内容について、国民健康保険税の軽減分は国保加入者数をもとに計算される均等割額と一世帯当たりの平等割を世帯の所得に応じて、「7割」、「5割」、「2割」の割合で軽減する仕組みであります。

このうち「7割軽減」につきましては、改正はございませんが、「5割軽減」では世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を現行の「24万5,000円」から「26万円」に引き上げ、「2割軽減」では世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を現行の「45万円」から「47万円」に引き上げるものです。

このことから、世帯の前年の所得の合計額が資料に記載の算定式により、計算された軽減基準額以下であれば、均等割及び平等割がそれぞれの割合で軽減されるものです。

最後に区分「3」の「施行期日の一部改正」についての改正でございますが、平成25年度税制改正により、条例附則第14項の改正のうち、「配当所得」を「利子所得・配当所得及び雑所得」に改める部分については、施行期日を「平成29年1月1日」から「平成28年1月1日」に改める旨、総務省から通知がありましたので、改正するものでございます。

続いて、本資料の3ページをお開き願います。

新旧対照表の左側の改正後をごらん願います。

施行期日につきましては、「公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。」ものです。

また、適用区分につきましては、この条例による改正後の規定は「平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で、議案第49号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

の提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（松原政勝君） 議案第49号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 限度額に達している世帯の変化と、それと限度額が上がったことによる増額の金額ですね。それをお知らせ願いたいのと、5割と2割の軽減措置の世帯数、それとその金額についてお聞きします。

○議長（松原政勝君） 税務課長。

○税務課長（中村公一君） 瀧川議員の御質問にお答えします。

限度額改正による、このたびの影響でございますが、今回の条例改正により限度額が基礎課税分と後期高齢者支援分がそれぞれ1万円、介護納付金分が2万円引き上げとなっております。

改正前の限度額で試算を行いますと限度額に達している世帯数が、基礎部分で675世帯、後期分で670世帯、介護分で174世帯となります。

改正を行った場合、基礎部分で改正前から17世帯減の658世帯、後期分では改正前52世帯減の618世帯、介護分で改正前72世帯減の102世帯が限度額に到達していきます。

限度額改正による増額分でございますが、改正による影響ということで、基礎部分で約633万円ですね。後期分で約617万円。介護分で約250万円と算出しております。合計で約1,500万となります。

続きまして、軽減制度拡充による影響でございますが、軽減拡充の影響について、今回の補正予算データを用いまして、改正前と改正後で算出しております。

まず2割軽減ですが、基礎課税分で改正後、世帯数が221世帯、均等割軽減対象者が469人、軽減額が約400万で、改正前と比較いたしますと、軽減世帯数で20世帯、対象者で39人の増となります。軽減額で言いますと、33万円の軽減額が増額ということでございます。

後期では改正後、世帯数が221世帯、均等割軽減対象者が469人、軽減額が約100万円で、改正前と比較して軽減世帯数で20世帯、対象者で39人の増でございます。軽減額で申しますと約8万円の増となっております。

介護分では、改正後世帯数が132世帯、均等割軽減対象者が186人、軽減額が約32万円で、改正前と比較して軽減世帯数で12世帯、対象者が17人の増となっております。軽減額で申しますと約3万円の増となっております。

2割軽減の拡充により、合計で約44万3,000円の増となります。

次に5割軽減ですが、基礎課税分で改正後、世帯数が224世帯、均等割軽減対象者が426人、軽減額が約950万で改正前と比較して、軽減世帯数で10世帯、対象者が22名の増、軽減額で申しますと約48万円の増となっております。

後期分では、改正後世帯数が224世帯、均等割軽減対象者が426人、軽減額で申しますと約240万円で、改正前と比較して軽減世帯数で10世帯、対象者が22名の増、軽減額で申しますと12万円の増となっております。

最後に介護分では、改正後、世帯数が113世帯、均等割軽減対象者が149人、軽減額が約67万円で、改正前と比較して軽減世帯数で7世帯、対象者10名の増となっております。

ります。軽減額で申しますと約４万円の増となっています。

５割軽減の拡充により、合計で６４万６,０００円の増となっております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） １１番瀧川議員、よろしいですか。

はい、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第１３ 議案第５０号

○議長（松原政勝君） 日程第１３ 議案第５０号別海町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（山田一志君） 議案第５０号別海町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案書６ページをお開き願います。

本条例の改正の概要ですが、今般、国の保育事業等の認可基準について、地域からの提案等に関する対応方針が平成２７年１月３０日に閣議決定されたことを踏まえ、省令等の認可基準の一部が改正され４月１日から施行されたところでございます。

この改正は、認可基準の一つである保育所等に係る保育士の数の算定について、改正前は、１人に限り保健師または看護師を保育師とみなす特例の規定について、地域において保育士または看護師の確保が困難であるという実情を踏まえまして、保健師または看護師に加えまして、准看護師についても、１人に限り、保育士としてみなすとして基準を緩和する内容で改正されたものでございます。

御承知のとおり、子育て支援新制度の施行に伴いまして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県が、そして家庭的保育事業等の設備、運営に関する基準は市町村がそれぞれ条例で基準を定めることとされ、本町でも条例の整備に当たって、国に従うべき基準または参酌すべき基準に鑑み、昨年９月に本条例を制定したところであります。

今回、国が行った保育所等に係る保育士の数の算定基準の改正は、市町村が条例を整備するに当たりまして、国に従うべき基準とされている内容の改正であることから、国と同様に一部改正しようとするものです。

改正箇所につきましては、議案資料により御説明いたします。

議案資料の６ページの新旧対照表をお開き願います。

右側が現行条例、そして、左側が改正後の条例で下線部分が改正箇所であります。

まず、ページ中段の第２９条第３項、次に７ページをお開き願います。

中段の第３１条第３項、次に８ページをごらん願います。

上段の第４４条第３項、それから下段の第４７条第３項、いずれも「保健師又は看護師」に「准看護師」を加え、「１人に限り、保育士としてみなす」として改正しようとするものであります。

なお、附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する。」ものでございます。

以上で、議案第５０号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第５０号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第51号

○議長(松原政勝君) 次に、日程第11 議案第51号別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長(今野健一君) 議案第51号の内容を御説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定について。

ケアハウスみどり野は、老人福祉法の規定に基づく施設として、身体機能の低下や独立して生活するには不安が認められる高齢者に入居していただき、食事の提供、その他日常生活に必要な便宜を提供することにより、高齢者の方が健康で明るい生活を送れるようにすることを目的として設置しています。

ケアハウスの入居につきましては、年齢が原則として60歳以上の方などの要件を条例第3条において定めています。

その「入居者の要件」の一つに「伝染病疾患及び精神疾患等を有せずに共同生活に適應できる者」との規定がありますが、現在の障害福祉を取り巻く環境を踏まえ、障害を理由として入居の可否を決定するものと誤解を与えないよう、また、精神疾患等を有している場合でも、共同生活に適應できると認められるときには、入居を可能とするため、条例の一部を改正するものです。

議案本文の朗読は省略し、議案資料により改正内容を御説明いたします。

議案資料の9ページをお開きください。

別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

資料右側が改正前、左側が改正後となります。

第3条、入居者の要件の第4号「伝染病疾患及び精神疾患等を有せずに」を削除し、「共同生活に適應できる者」と改める。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する」とするものです。

以上で、議案第51号の内容説明を終わります。

○議長(松原政勝君) 議案第51号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第52号

○議長(松原政勝君) 日程第15 議案第52号別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） それでは、議案第５２号の内容を説明いたします。

議案書８ページをお開きください。

別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町では、介護保険法に規定されている居宅サービスのうち、訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所介護、通所リハビリテーション及び小規模多機能型居宅介護を利用する町民税非課税世帯に属する方の利用料を５％に軽減するとともに、その軽減相当額を、指定居宅サービス等を行う事業者に対し助成を行い、在宅介護の推進を図っています。

近年では、民間事業者による小規模多機能型居宅介護事業所等の事業が展開され、本条例適用事業者として取り扱っているところです。

指定居宅サービス等にはさまざまなサービス、事業所が存在することから、サービス事業者及び軽減対象サービスを本条例において明確にするため、改正を行うものです。

議案本文の朗読は省略し、議案資料により改正内容を御説明いたします。

議案資料の１０ページをお開きください。

別海町介護サービス利用者負担の軽減及び助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

資料右側が改正前、左側が改正後となります。

第１条の「目的」に、「指定介護予防サービス事業者」の次に、「指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防地域密着型サービス事業者」を追加するものです。

次に第２条は、議案資料の１０ページ下段から１１ページになります。

「軽減対象及びサービス」に「第６号」として、「小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護」を追加するものです。

また、附則において、他の制度と重複軽減ならないよう適用除外の条件を改正するものです。「この条例は、平成２７年７月１日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第５２号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第５２号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第１６ 議案第５３号

○議長（松原政勝君） 日程第１６ 議案第５３号別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（伊藤輝幸君） 議案第５３号の内容を御説明いたします。

議案書９ページをお開き願います。

別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

本案につきましては、介護保険法の一部改正に伴い、２点の改正を行うものです。

本改正の概要は、１点目として、特定入所者介護予防サービス費の負担軽減が適用され

る支給要件に、新たに資産をしんしゃくすると見直されたこと。

2点目として、居住費について厚生労働大臣が定める基準費用額が見直されたものです。

議案本文の朗読は省略し、議案資料により改正内容を御説明いたします。

議案資料の12ページをお開き願います。

別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右側が改正前、左側が改正後で、下線部分が今回改正を行う箇所です。

1点目としまして、別表1、第3条関係の①の部分です。

負担軽減の適用支給要件に、「ただし、配偶者が市町村民税課税者の場合又は本人及び配偶者が合計2,000万円（配偶者がいない場合には1,000万円）を超える預貯金等の資産を保有している場合は負担軽減が適用されません。」を加えるものです。

次に13ページをお開き願います。

2点目として、②の居住費「320円」を「370円」に改めるものです。

附則といたしまして、施行期日ですが、介護保険法の支給要件改正にあわせ、「この条例は、平成27年8月1日から施行する。」というものです。

以上で、議案第53号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第53号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 12ページの「ただし、配偶者が市町村民税非課税者」というのは、すぐに税のところで確認することができると思うのですが、貯蓄ですね。

「資産を保有している」というところ、このことについては郵便局とか銀行とかに預けているというようなものも含めてということになると、どんな方法で確認をとることになるのか、個人情報にかかわることになると思うのですが、どのようにして確認をとろうとしているのか、お知らせください。

○議長（松原政勝君） 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（伊藤輝幸君） 瀧川議員の御質問にお答えを申し上げます。

資産の部分かと思われそうですが、こちら資産の申告につきましては、保険者である別海町、市町村でございますけれども、そちらのほうに自己申告をしていただくという形になってございます。

また、資産の内容につきましては、預貯金でありますとか有価証券、また、金などのですね、時価評価額が容易に確認できる貴金属、投資信託、たんす預金現金も含まれることとなっております。

また、差し引かれるものとしまして、借入金でありますとか住宅ローンといった負債も差し引かれる資産として、勘案されることとなっております。

○議長（松原政勝君） 11番瀧川議員、よろしいですか。

はい、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

○議長（松原政勝君） 日程第１７ 議案第５４号別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（小島 実君） 議案第５４号別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をさせていただきます。

議案書の１０ページと議案資料１４ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、本年４月の別海町職員の給与に関する条例の改正に伴い、別海町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするものです。

また、以前に別海町職員の給与に関する条例の改正があった条文につきましても、この改正にあわせ、本条例の一部を改正するものでございます。

議案の朗読は省略させていただき、議案資料で説明させていただきます。

議案資料の１４ページが新旧対照表でございます。

右側が改正前、左側が改正後になっております。

改正後の文中、条例第４条の２「管理職員特別勤務手当」の４行目、「休日に勤務した場合」の次に、下線部分の「のほか、災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前０時から午前５時までの間に勤務した場合」を加えるものでございます。

また、条例第１１条「寒冷地手当」についても、「寒冷地手当は、毎年１１月から翌年３月までの各月の初日において在職し、常時勤務に服する職員に支給する。」に改めるものでございます。

附則としまして、「この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条の２の規定は、平成２７年４月１日から適用する。」とするものでございます。

以上で、議案第５４号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第５４号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第１８ 議案第５５号

○議長（松原政勝君） 日程第１８ 議案第５５号工事請負契約の締結について（北光進地区農道改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第５５号の内容説明をいたします。

議案の１２ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が５，０００万円を超えるため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

１、契約の目的、北光進地区農道改良舗装工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、5,756万4,000円（内消費税及び地方消費税額426万4,000円）。

4、契約の相手方、寺井・丸建道路経常建設共同企業体、経常建設共同企業体構成員、代表者、野付郡別海町別海130番地の18、寺井建設株式会社、代表取締役寺井範男。札幌市手稲区曙三条3丁目7番31号、丸建道路株式会社札幌支店、取締役常務執行役員支店長松宮孝。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は4月17日から5月13日までの休日を除く15日間。

応募者数は3者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月5日、寺井・丸建道路経常建設工業共同企業体、山下・三友舗道経常建設共同企業体、別海・高玉経常建設共同企業体の3者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は5,350万円、最低入札価格は5,330万円で、最低入札者であります本案の寺井・丸建道路経常建設共同企業体と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から11月10日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の15ページをお開きください。

工事の場所は、図面の左、道道泉川線と主要道道中標津標茶線の間に位置する計画路線中、赤色及び青色の実線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の実線で示す330メートルの改良工事と青色の実線で示す1,095.96メートルの舗装工事です。

車道幅員は4メートル、資料16ページ及び17ページに土工定規図を掲載しておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

以上で、議案第55号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第55号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第56号

○議長（松原政勝君） 日程第19 議案第56号工事請負契約の締結について（西春別駅前スケートリンク整備工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第56号の内容説明をいたします。

議案の13ページをお開きください。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、西春別駅前スケートリンク整備工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、9,212万4,000円（内消費税及び地方消費税額682万4,000円）。

4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町5番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長高玉政行。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4月17日から5月13日までの休日を除く15日間。

応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は6月5日、山下建設株式会社、高玉建設工業株式会社、株式会社別海、寺井建設株式会社、島影建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は8,600万円、最低入札価格は8,530万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から11月30日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の18ページをお開きください。

20ページまでが本案工事の資料となります。

工事の場所は、別海町西春別駅前西町1番地の2ほか、旧スケートリンク跡地の北側に用地を確保し、新たに建設するものです。

工事概要ですが、主な工事内容は、一周333メートル、幅12メートルのスケートリンクの舗装、4,295平方メートル、管理用道路の舗装578平方メートル、給水棟の移設1基、照明灯の移設4基、照明灯の新設2基などとなっています。

また、スケートリンク西側には15台分の駐車場整備いたします。

20ページに土工定規図を掲載しておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。

以上で、議案第56号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第56号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時07分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第20 議案第57号

○議長（松原政勝君） 日程第20 議案第57号工事請負契約の締結について（中春別中学校屋内体育館改築建築主体工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第５７号の内容説明をいたします。

議案の１４ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が５，０００万円を超えるため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

- １、契約の目的、中春別中学校屋内体育館改築建築主体工事。
- ２、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- ３、契約金額、３億３，９８７万６，０００円（内消費税及び地方消費税額２，５１７万６，０００円）。
- ４、契約の相手方、近藤・岡田経常建設共同企業体、経常建設共同企業体構成員、代表者野付郡別海町別海旭町２０２番地の２、近藤建設株式会社、代表取締役近藤裕。野付郡別海町西春別宮園町１１番地、株式会社岡田工務店、代表取締役岡田啓。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、４月１７日から５月１３日までの休日を除く１５日間。

応募者数は３者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は６月５日、近藤・岡田経常建設共同企業体、島影・三共経常建設共同企業体、みどり建工株式会社の３者による指名競争入札を行い、１回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は３億１，７２０万円、最低入札価格は３億１，４７０万円で、最低入札者であります本案の近藤・岡田経常建設共同企業体と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から翌年３月１０日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の２１ページをお開きください。

２５ページまでが本案工事の資料となります。

工事の場所は、別海町中春別南町１７番地。

工事概要ですが、工事名は中春別中学校屋内体育館改築建築主体工事。

構造は、屋内体育館、鉄骨鉄筋コンクリートづくり２階建て。渡り廊下、鉄筋コンクリートづくり平屋建て。

１階、２階の合計延べ床面積は９３０．１６平方メートル。建築面積は９８２．１４平方メートルです。

２２ページは配置図ですが、建設場所は校舎の北側となります。

２３ページは１階平面図となります。

主な諸室はアリーナ、ステージ、器具庫、放送室、防災倉庫、畳収納庫、更衣室などを配置しています。

２４ページは２階平面図、２５ページには東西南北それぞれから見た立面図を掲載しています。

以上で、議案第５７号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第５７号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第 2 1 議案第 5 8 号

○議長(松原政勝君) 日程第 2 1 議案第 5 8 号工事請負契約の締結について(西春別団地公営住宅建設建築主体工事)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(阿部美幸君) 議案第 5 8 号の内容説明をいたします。

議案の 1 5 ページをお開きください。

本案も、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が 5,000 万円を超えるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、西春別団地公営住宅建設建築主体工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、5,194 万 8,000 円(内消費税及び地方消費税額 3 8 4 万 8,000 円)。

4、契約の相手方、野付郡別海町西春別宮園町 1 1 番地、株式会社岡田工務店、代表取締役岡田啓。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、4 月 1 7 日から 5 月 1 3 日までの休日を除く 1 5 日間。

応募者数は 6 者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は 6 月 5 日、株式会社佐々木建設工業、株式会社三共工務店、近藤建設株式会社、島影建設株式会社、株式会社岡田工務店、みどり建工株式会社の 6 者による指名競争入札を行い、1 回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は 4,849 万円、最低入札価格は 4,810 万円で最低入札者であります本案の株式会社岡田工務店と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から 1 2 月 2 5 日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の 2 6 ページをお開きください。

2 9 ページまでが本案工事の資料となります。

工事の場所は、別海町西春別幸町 3 7 番地 2、3 7 番地 3。

工事概要ですが、工事名は西春別団地公営住宅建設建築主体工事。

構造は、木造平屋建て。1 棟 3 戸。延べ床面積 1 9 8. 7 4 平方メートル。建築面積 2 6 0. 4 4 平方メートルです。

2 7 ページは付近見取り図と右側が配置図で、平成 2 6 年度に旧住宅を解体撤去した跡地となります。

主な居室等は、2 8 ページ平面図で御説明いたします。

3 戸のうち、両端 2 戸が 2 L D K、中 1 戸が 2 D K となります。各戸に外部物置、自転車置き場を設置し、内部は居室用部屋のほか台所、食堂、押入れ、ユニットバス等を配置し、バリアフリーの設計となっています。

29 ページには、東西南北それぞれから見た立面図を掲載しています。

以上で、議案第58号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第58号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第22 議案第59号

○議長（松原政勝君） 日程第22 議案第59号財産の取得について（除雪専用トラック）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第59号の内容説明をいたします。

議案の16ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり、予定価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、取得する財産の種類及び数量、除雪専用トラック1台。

2、取得の方法、指名競争入札による契約。

3、取得価格、4,827万6,000円（内消費税及び地方消費税額357万6,000円）。

4、取得の相手方、標津郡中標津町桜ヶ丘3丁目24番地、東北海道日野自動車株式会社中標津営業所、所長桂島誠也。

次に、本案提出に至るまでの経過について御説明いたします。

入札の執行は6月5日で、UDトラックス道東株式会社釧路支店、東北海道いすゞ自動車株式会社中標津支店、東北海道日野自動車株式会社中標津営業所の3者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は4,515万円、最低入札価格は4,470万円で、最低入札者であります本案の東北海道日野自動車株式会社中標津営業所と現在、仮契約中であります。

なお、納期は翌年3月10日までとしております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の30ページをお開きください。

この除雪トラックは、社会資本整備総合交付金事業により取得するもので、第4次排気ガス規制対応車となります。

仕様は10トン級6×6専用型、Vプラウ、路面整正装置、自動姿勢制限装置付油圧式ツーウェイサイドウィング。

主要諸元は、乗車定員2名。全長12メートル以下。全幅3.5メートル以下。全高3.8メートル以下。総重量20トン以下。

除雪性能は、フロントプラウによる最大除雪幅2.8メートル以上。最大除雪高50センチメートル以上。

路面整正装置による路面整正幅 2.8メートル以上。サイドウィングによる除雪幅（車体中心より）4メートル以上となっています。

特別仕様としてシャッター付バックカメラ一式を備えることとしています。

31 ページには正面、背面、平面、側面図を掲載しています。

以上で、議案第 59 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 59 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第 23 議案第 60 号

○議長（松原政勝君） 日程第 23 議案第 60 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第 60 号の内容説明をいたします。

議案の 17 ページをお開きください。

議案第 60 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されていることから、総合整備計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回、総合整備計画を策定するのは上風連辺地です。

18 ページをお開きください。

上風連辺地の総合整備計画です。

辺地の人口、440 人、面積、119.7 平方キロメートル。

辺地の概況のうち辺地を構成する字名、野付郡別海町上風連。

地域の中心の位置、野付郡別海町上風連 174 番地 38。

辺地度点数、150 点。

整備を必要とする事情は、交通道路については、近年の交通量の増大、大型農作業機械の通行に対処するため計画的に橋梁の架け替え及び補修を実施し延命化を図る必要がある。

産業農林道については、大型農作業機械の通行及び生産物の搬出に対処するため改良・舗装の必要があるというものです。

整備計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間となります。

施設名は 2 事業で、交通道路（橋梁長寿命化補修事業）は、事業主体名、別海町。事業費 5,220 万円。財源内訳は特定財源が 3,393 万円、一般財源が 1,827 万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を 1,820 万円とするものです。

次に産業農林道（開南地区農道整備事業外 1 事業）は、事業主体名、北海道。事業費 5

億 3,800 万円。財源内訳は特定財源が 4 億 1,695 万円、一般財源が 1 億 2,105 万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を 1 億 2,100 万円とするものです。

全施設の事業費合計は 5 億 9,020 万円となります。

以上で、議案第 60 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 60 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第 24 議案第 61 号

○議長（松原政勝君） 日程第 24 議案第 61 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 議案第 61 号の内容説明をいたします。

議案の 19 ページをお開きください。

議案第 61 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第 8 項の規定により、総合整備計画を変更する場合についても同様とされていることから、計画内容の変更について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回、変更するのは、尾岱沼辺地です。

20 ページをお開きください。

尾岱沼辺地総合整備計画です。

尾岱沼辺地の総合整備計画は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間で、今回は第一次の変更です。

変更の内容は、下水道施設漁業集落排水事業の事業費増により、2 億 270 万 3,000 円を追加するもので、変更後の下水道施設の事業費を 2 億 7,770 万 3,000 円。財源内訳は特定財源を 2 億 825 万 1,000 円、一般財源を 6,945 万 2,000 円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を 5,080 万円追加して、6,940 万円とするものです。

変更後の全施設の事業費合計は 6 億 7,743 万 3,000 円となります。

以上で、議案第 61 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 61 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第 2 5 報告第 3 号

○議長（松原政勝君） 日程第 2 5 議案第 6 2 号別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（小島 実君） 議案第 6 1 号別海町特定環境保全公共下水道別海終末処理場の建設工事委託に関する基本協定の締結についての内容を御説明いたします。

議案書 2 1 ページと議案資料 3 2 ページをお開きください。

本工事につきましては、日本下水道事業団に委託することにより実施するものでありますが、基本協定の締結に当たっては、協定額が 5,000 万円を超えることから、工事の請負契約に準じ、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容を御説明いたします。

- 1、基本協定の目的、別海終末処理場建設工事。
- 2、基本協定の方法、随意契約。
- 3、基本協定限度額、1 億 2 0 0 万円。
- 4、基本協定の相手方、東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号、日本下水道事業団、理事長谷戸善彦。

現在、本契約に向け、今月 6 月 1 5 日付けで仮契約を締結しているところでございます。

次に、議案資料 3 2 ページで、工事の概要を説明申し上げます。

事業名は、特定環境保全公共下水道事業。

施行年度は、平成 2 7 年度から平成 2 8 年度の 2 カ年で、完成は平成 2 8 年 1 2 月ころを予定しております。

工事内容は、本施設は昭和 6 1 年度に供用を開始して以来 2 9 年間稼働し、老朽劣化が著しい機械設備及び電気設備の改築更新するもので、主なものとしては、汚水処理を促進させるための曝気装置、最終沈殿池の汚泥かき寄せ機など、電気設備やそれらを稼働させるための装置となります。

平成 2 7 年度は機器の製作、平成 2 8 年度は機器の製作と据えつけ工事となっております。

工事費は、平成 2 7 年度が 3,000 万円、平成 2 8 年度が 7,200 万円、合計で 1 億 2 0 0 万円でございます。

事業費の内訳でございますが、補助率が 1 0 分の 5.5 であるため、事業費 1 億 2 0 0 万円のうち、1 番下の欄の金額 5,610 万円が国からの補助金となるものでございます。

以上で、議案第 6 2 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第 6 2 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第２６ 報告第３号

○議長（松原政勝君） 日程第２６ 報告第３号平成２６年度別海町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は報告のみでありますことを申し添えます。

財政課長。

○財政課長（阿部美幸君） 報告第３号の内容説明をいたします。

議案の２３ページをお開きください。

本件につきましては、平成２６年度別海町一般会計補正予算（第８号）で設定した繰越明許費について、その全額または一部を平成２７年度へ繰り越しとする繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、議会に報告するものです。

２４ページをお開きください。繰越計算書です。

金額に対し、全額または一部を繰り越し、財源内訳は未収入特定財源及び一般財源となっております。

まず、２款総務費、１項総務管理費は５件で、事業名、デジタルテレビ中継局整備事業で、翌年度繰越額は１,３８９万１,０００円。財源内訳は１,３８９万１,０００円。全額一般財源です。

次の段、事業名、地方版総合戦略策定事業で、翌年度繰越額は９４０万円、財源内訳は、国庫支出金が６２２万２,０００円、３１７万８,０００円が一般財源です。

次の段、事業名、認定こども園と利用者負担助成事業で、翌年度繰越額は２,７００万円。財源内訳は、国庫支出金が２,０００万円、７００万円が一般財源です。

次の段、事業名、別海高等学校教育支援事業で、翌年度繰越額は１,４００万円。財源内訳は、国庫支出金が８００万円、６００万円が一般財源です。

次の段、事業名、消費喚起プレミアムつき商品券発行事業で、翌年度繰越額は５,２００万円、財源内訳は、国庫支出金が４,０４８万１,０００円、道支出金が７５０万円、４０１万９,０００円が一般財源です。

次に、６款農林水産業費、１項農業費は２件で、事業名、基盤整備促進事業（富岡南地区）の工事費で、翌年度繰越額は３,０３０万円。財源内訳は、国庫支出金が１,６６５万円、町債が１,３６０万円、５万円が一般財源です。

次の段、事業名、畜産競争力強化緊急整備事業で、翌年度繰越額は６億２,８８５万３,０００円。財源内訳は６億２,８８５万３,０００円。全額道支出金です。

４項水産業費、事業名、沿岸漁業振興対策事業で、翌年度繰越額は２,１５０万円。財源内訳は、町債が１,９３０万円、２２０万円が一般財源です。

次に、８款土木費、４項住宅費、事業名、公営住宅等整備事業は、西春別駅前団地の長寿命化工事に係る経費で、翌年度繰越額は７,９２８万４,０００円。財源内訳は、国庫支出金が２,５２６万６,０００円、町債が５,１１０万円、２９１万８,０００円が一般財源です。

続いて、１０款教育費、３項中学校費、事業名、中学校建物耐震改修事業は、中春別中学校屋内体育館工事に係る経費で、翌年度繰越額は４億４,７３２万６,０００円。財源内訳は、国庫支出金が１億４,７９６万４,０００円、町債が２億７,９７０万円、１,９６６

万2,000円が一般財源です。

翌年度繰越事業は10事業で、繰り越しの合計は、金額で13億6,168万2,000円。翌年度繰越額は13億2,355万4,000円です。

未収入特定財源内訳は、国庫支出金が2億6,458万3,000円、道支出金が6億3,635万3,000円、町債が3億6,370万円、一般財源が5,891万8,000円です。

以上で、報告第3号の内容説明を終わります。

◎散会宣告

○議長（松原政勝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は、一般質問が午前10時から開催されますので、よろしくお願いいたします。

御苦労さまでございました。

散会 午後 3時42分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員